

羽島市

子育て ハンドブック



羽っぴい パパ



羽っぴい ママ



羽っぴい

令和7年10月版

はじめに

羽島市子育てハンドブックは、これから出産される方、現在子育てをされている方に、出産や子育てに関する情報、各種相談窓口など、子育て中に受けられるさまざまなサービスをご案内する情報誌です。

お子さんの成長にあわせて必要な情報を、簡潔にまとめてお届けします。

子育て中の不安を少しでも軽くし、お子さんと一緒の時間をもっと楽しむために、本誌をご活用いただければ幸いです。

この子育てハンドブックに掲載している情報は令和7年10月現在のものです。
内容が変更されている場合もありますので、詳細はお問い合わせ先にてご確認ください。



妊娠がわかったら

母子健康手帳の交付	P 1
妊婦健康診査	P 1
妊婦歯科健康診査	P 1
パパママ教室（妊婦教室）	P 1
妊婦のための支援給付（1回目）	P 2

赤ちゃんが産まれたら

病院で行う検査	P 3
市役所で行う手続き	P 3
産後ケア事業	P 4
産婦健康診査	P 4
1か月児健康診査	P 4
こんには赤ちゃん訪問	P 4
予防接種	P 5
お子さんの健康診査	P 5
お子さんの教室・事業	P 5
妊娠・出産・子育て期の相談先	P 6
未熟児等で生まれたら	P 6
こども福祉医療費助成制度	P 7
特別児童扶養手当	P 7
児童手当	P 8
乳幼児ごみ袋支給事業	P 8
国民健康保険（国保）	P 9
国民年金保険料の産前産後期間免除制度	P 10
国民健康保険の出産育児一時金	P 10
国民健康保険税の産前産後期間軽減制度	P 11
妊婦のための支援給付（2回目）	P 11
第2子以降出産祝金	P 12

いっぱい遊ぼう

地域子育て支援拠点	P 13
赤ちゃんステーション	P 15
児童センター	P 17
市立図書館	P 17
子育てサークル・子育て支援団体の登録と紹介	P 18

保育園・認定こども園・幼稚園

保育園・認定こども園（私立）	P 19
幼稚園（市立）	P 21
幼稚園（私立）	P 22

子育て支援いろいろ

幼児教育・保育の無償化	P 23
休日保育	P 23
こども誰でも通園制度（乳児等通園支援事業）	P 24
子育て短期支援事業	P 24
病児・病後児保育	P 25
ファミリー・サポート・センター	P 26
放課後児童教室	P 27
就学援助	P 28
高等学校就学準備等支援金	P 28
羽島市子育て支援企業認証・表彰制度	P 29

お悩みや相談はありませんか？

子育て相談センター羽っぴい	P 30
子育て・健幸課	P 30
子ども家庭センター	P 30
民生委員・児童委員	P 30
母子保健推進員	P 30
その他の子育て関係相談機関の紹介	P 31

病気や事故に備える

こんなときは医療機関へ	P 33
市内の医療機関	P 33
休日・夜間の診療機関	P 35
子ども医療電話相談（#8000）	P 35
救急安心センターぎふ「#7119」	P 35
ぎふ救急ネット	P 35
小児慢性特定疾病医療費助成制度	P 36

ひとり親家庭のことは

ひとり親家庭の相談事業	P 37
-------------	------

経済的支援

児童扶養手当	P 37
遺族基礎年金	P 38
寡婦年金	P 39
遺族厚生（共済）年金	P 39
父子家庭・母子家庭福祉医療費助成制度	P 40
母子父子寡婦福祉資金の貸付	P 40

就業・自立支援

自立支援教育訓練給付金	P 41
高等職業訓練促進給付金	P 41
ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業	P 42
養育費確保支援補助金	P 43

その他の生活支援

学習支援ボランティア事業	P 44
母子生活支援施設	P 44
羽島市公園マップ	P 45
羽島市子育て関連施設マップ	P 47

妊娠がわかったら

問い合わせ窓口 子育て・健幸課

☎058-392-1111(内線 5302~5304)

母子健康手帳の交付 **※要予約**

病院で妊娠が確認されたら、母子健康手帳の交付を受けましょう。妊婦健康診査の受診票や妊婦歯科健康診査の受診券も合わせて発行します。

○必要なもの

- ・妊娠届出書
- ・身分確認書類（運転免許証等）
- ・個人番号が確認できるもの（マイナンバーカード等）
- ・経産婦の場合は上のお子さんの母子健康手帳
- ・妊婦本人名義の振込口座がわかるもの

※妊婦のための支援給付の申請に必要となります。



妊婦健康診査

安心して元気な赤ちゃんを産むために、医師の指示を守り定期的に健診を受けましょう。羽島市では妊婦健康診査のうち14回分について公費にて助成します。（多胎の場合19回分）

詳しくは、「羽っぴいマタニティノート」を参照ください。

（母子健康手帳の交付時にお渡ししている冊子です。）



妊婦歯科健康診査

妊娠中のお口の中は、ホルモンの変化により歯肉に炎症をおこしやすく、つわりの影響で不衛生になりやすいため、むし歯や歯周病にかかりやすい状態になりがちです。この機会にお口の健康をチェックしましょう。

羽島市では、妊婦歯科健康診査の受診料を助成します。

詳しくは羽島市妊婦歯科健康診査受診券を参照ください。



パパママ教室（妊婦教室） **※要予約**

健康で幸せな妊娠期を送っていただくために、下記の教室を行っています。

参加を希望する場合はご予約ください。



パパママ教室	
対象	妊婦とその夫
内容	妊娠期と産後の健康、赤ちゃんのお世話についての話
日程・受付時間	ホームページでご確認ください。 ご不明点は子育て・健幸課まで問い合わせください。
持ち物	母子健康手帳、羽っぴいマタニティノート、必要な方はひざ掛けや飲み物をお持ちください。

妊婦のための支援給付（1回目）

妊産婦の方へ、妊娠時と出産時の2回に分けて妊婦支援給付金を支給します。



●対象者

1 回目妊娠時（5 万円の現金給付）

- ・妊娠届出、妊婦給付認定を申請し、保健師等の面談を受けた妊婦の方

2 回目出産後（お子さん 1 人あたり 5 万円の現金給付）

- ・乳児家庭全戸訪問（こんにちは赤ちゃん訪問）を受け、胎児の数の届け出をした方

●支給方法

妊産婦名義の銀行口座に振り込み

（申請書等の受付から、2 か月程度で振り込み予定です。）

問い合わせ窓口 子育て・健幸課 子育て支援係 ☎058-392-1111(内線 2522)



赤ちゃんが産まれたら

病院で行う検査



●先天性代謝異常等検査

生後4～6日目の赤ちゃんの足の裏からごく少量の血液を採って行います。⇒詳細については、小冊子「すこやかに」をご覧ください。(母子健康手帳の交付時にお渡ししている冊子です。)

●新生児聴覚検査

赤ちゃんは、両親の声や周りの音を聞いて言葉を覚え、その意味を理解して成長していきます。しかし、耳が聞こえなかったり耳が聞こえづらいお子さんが1,000人に1～2人生まれると言われていています。聴覚障害は、赤ちゃんのうちに発見し、適切な支援をすることにより、成長発達を促すことができると言われていますので、新生児聴覚検査を受けられることをお勧めします。

市役所で行う手続き

	提出期限	窓口	必要なもの
出生届	生まれた日から14日以内	市民課 内線 2292	<ul style="list-style-type: none"> 出生証明書 母子健康手帳 届出人の印鑑(朱肉を使用するもの) ※届書への押印は任意です。
こども福祉医療費助成	生まれた日から30日以内	保険年金課 後期高齢・福祉医療係 内線 2267	<ul style="list-style-type: none"> お子様の健康保険の資格を確認できるもの(資格確認書、資格情報のお知らせ等)
児童手当	生まれた日の翌日から15日以内	子育て・健幸課 手当係 内線 2525	<ul style="list-style-type: none"> 申請者名義の口座番号がわかるもの(通帳等) 申請者の健康保険の資格が確認できるもの(保険証、資格確認書等)(各種共済組合員(私立学校教職員共済を除く)の方のみ) 申請者および配偶者のマイナンバーが確認できるもの(マイナンバーカード等) 申請者の本人確認書類(運転免許証等) ※その他必要に応じて提出する書類があります。
出生連絡票	生まれた日から1か月以内	子育て・健幸課 内線 5302～5304	<ul style="list-style-type: none"> 出生連絡票(母子健康手帳交付時に配布)
新生児聴覚検査費用の助成	検査から6か月以内	子育て・健幸課 内線 5302～5304	検査機関により、申請方法が違います。詳しくは、子育て・健幸課へ

問い合わせ窓口

☎ 058-392-1111 (市役所代表番号)



産後ケア事業

出産後のお母さんと生後12か月未満の赤ちゃんが、産科医療機関や助産院で宿泊・通所・訪問による育児支援を受けながら、心身のケアや育児に関する相談指導を受けるサービスです。

- 対象
 - ・お母さんと生後12か月未満のお子さん
- サービス内容
 - ・お母さんの心身のケア・授乳ケア・育児相談
- 利用期間
 - ・宿泊型・通所型とも5日まで
 - ・併用の場合7日まで
 - ・訪問型は3日まで
- 利用費用
 - ・利用者負担があります。
 - ※事前申請が必要です。



問い合わせ窓口 子育て・健幸課 ☎058-392-1111(内線 5302~5304)

産婦健康診査

産後8週以内の産婦の方を対象に、産婦健康診査2回分の費用の一部を助成します。



問い合わせ窓口 子育て・健幸課 ☎058-392-1111(内線 5302~5304)

1か月児健康診査

お子さんの1か月児健康診査費用の一部を助成します。



問い合わせ窓口 子育て・健幸課 ☎058-392-1111(内線 5302~5304)

こんにちは赤ちゃん訪問

- 訪問時期
 - ・生後2か月頃
 - ・事前に日程調整の電話をさせていただきます。
- 訪問スタッフ
 - ・保健師・助産師
- 内容
 - ・お子さんの発育状況について
 - ・育児や産後の生活について
 - ・保健事業の紹介
 - ・乳児健康診査の案内
 - ・訪問時のおむつ配布



問い合わせ窓口 子育て・健幸課 ☎058-392-1111(内線 5302~5304)

予防接種

定期予防接種の予防票は、個々の予防接種の接種時期に合わせ、お子さんの誕生月の翌月以降に郵送または健診等でお渡しします。

任意予防接種のインフルエンザ予防接種費用の一部を助成します。



〈定期予防接種〉



〈任意予防接種〉

問い合わせ窓口 子育て・健幸課

☎ 058-392-1111 (内線 5302~5304)

お子さんの健康診査

下記の健康診査を保健センターにて実施しています。お子さんの成長発達を保護者の方と一緒に確認する大切な健診です。対象者には、こんにちは赤ちゃん訪問の際や郵送にて個別通知をしています。なお、健診内容は、変更の場合があります。



	乳児健康診査	10か月児健康診査	1歳6か月児健康診査	3歳児健康診査
時期	4か月になる月	11か月になる月	1歳7か月になる月	3歳1か月になる月
内容	内科健診、身体計測、集団の話、個別相談、ブックスタート	内科健診、身体計測、個別相談	内科健診、身体計測、集団の話、個別相談、歯科健診、歯科指導、フッ化物塗布(希望者)	内科健診、身体計測、個別相談、歯科健診、フッ化物塗布(希望者)、屈折機器による眼の検査、尿検査
日程・受付時間	個別通知文書をご確認ください。もしくは、保健センターの行事予定表またはホームページでご確認ください。			
持ち物	母子健康手帳、問診票、健やか親子21に関するアンケート、バスタオル	母子健康手帳、問診票、バスタオル	母子健康手帳、問診票、健やか親子21に関するアンケート、歯ブラシ、タオル、バスタオル ※汚れても良い服装でお越しください。	母子健康手帳、問診票、目と耳のアンケート、健やか親子21に関するアンケート、食事アンケート、お子さんの尿、バスタオル ※歯をみかいてからお越しください。

問い合わせ窓口 子育て・健幸課

☎ 058-392-1111 (内線 5302~5304)

お子さんの教室・事業

下記の事業を行っています。詳しい日程等については、保健センターの行事予定表またはホームページでご確認ください。

●乳幼児相談 ※要予約(身体測定のみの方は予約不要)

乳幼児の希望者に、身体測定と相談を行います。

●離乳食教室 ※要予約

5か月前後の希望者に、離乳食・歯についての話、離乳食の試食(保護者のみ)、身体計測・個別相談(希望者)を行います。

●はみがき教室とフッ化物塗布

2歳児に、はみがき指導、歯科健診とフッ化物塗布、保健相談、フッ化物塗布と栄養相談は希望者。



問い合わせ窓口 子育て・健幸課

☎ 058-392-1111 (内線 5302~5304)

妊娠・出産・子育て期の相談先

●子育て相談センター 羽っぴい

妊娠期から子育て期にわたり切れ目ない支援を提供するため、妊娠・出産・子育て期の様々なご相談を受け付け、必要な支援をコーディネートします。お気軽にご相談ください。

問い合わせ窓口 子育て相談センター 羽っぴい（専用ダイヤル） ☎058-392-9979

●子育て・健幸課

保健師・管理栄養士・歯科衛生士に、妊娠期から子育て期にわたり、妊婦さんやお子さんの健康、発達・発育などについてご相談いただけます。お気軽にご相談ください。

問い合わせ窓口 子育て・健幸課 ☎058-392-1111（内線5302～5304）

●母子保健推進員

母子保健推進員は、地域での身近な子育ての相談相手です。子育てで悩んでいることや聞きたいことがありましたら、お気軽にご相談ください。（秘密は厳守します）

また、妊婦訪問も行なっています。

問い合わせ窓口 子育て・健幸課 ☎058-392-1111（内線5302～5304）

未熟児等で生まれたら

種類	内容	対象	お問い合わせ・手続窓口
養育医療	入院医療費・入院時食事療育費の一部を公費負担 ※所得に応じた自己負担金があります。医療機関の指定があります。	身体の発育が未熟なまま生まれた新生児で、医師が入院養育が必要と認めた場合	保険年金課 後期高齢・福祉医療係 ☎058-392-1111 （内線2267）
自立支援医療（育成医療）	18歳未満の児童の障害治療の入院、通院費用の一部を公費負担 ※所得に応じた自己負担金があります。医療機関・医師の指定があります。	障害または疾患に係る医療を行わないときは、将来において、障害を残すと認められる児童で、確実な治療効果が期待できるもの	福祉課 障がい福祉係 ☎058-392-1111 （内線2512・2513）
訪問指導	保健師が家庭訪問し、相談・指導等を行います。	未熟児等で生まれた場合	子育て・健幸課 ☎058-392-1111 （内線5302～5304）



こども福祉医療費助成制度

0歳児から高校生世代（18歳到達後最初の3月31日まで）の子どもが病気やけがなどのため、健康保険を使って病院や薬局などで治療等を受けた時に、窓口で支払わなければならない自己負担額を助成する制度です。県内の医療機関では、保険診療分にかかる自己負担額の窓口での支払いはありません。

- 申請に必要なもの
- ・お子様の健康保険の資格を確認できるもの（※1）
 - ・お子様のマイナンバーが確認できるもの（マイナンバーカード等）
 - ・申請者の本人確認書類（マイナンバーカード、運転免許証等）

○病院などに持参するもの

子どもの病気やけがなどで病院にかかる時には、健康保険証等と福祉医療費受給者証を必ず提示してください。また、県外の病院などの窓口で保険診療分にかかる自己負担額を支払われた時は、翌月以降に市役所にて医療費の払い戻しの請求をしてください。請求の時には、次のものをおもちください。



- ・福祉医療費支給申請書
（用紙は市役所保険年金課にあります。これに病院などの証明、または保険診療点数のわかる領収書の添付が必要です。）
- ・福祉医療費受給者証
- ・健康保険の資格を確認できるもの（※1）
- ・振込先の口座番号がわかるもの

※1 資格確認書、資格情報のお知らせ、マイナンバーカード以外の保険証

問い合わせ窓口 保険年金課 後期高齢・福祉医療係 ☎058-392-1111(内線2267)

特別児童扶養手当

日本国内に住所があり、知的または身体に中程度以上の障がいのある児童（20歳未満）を養育している父母等に支給される制度です。

- 対象児童
- ・身体障害者手帳1・2・3級程度
 - ・療育手帳A1・A2・B1・B2（一部）程度
- ※手帳を所持されていても、認定されない場合があります。
- ※所定の診断書が必要になります。（省略できる場合があります）



○手当額

障がい児童 1人につき	(1級) 月額 56,800円
	(2級) 月額 37,830円

(令和7年10月現在)

※ただし、手当を請求する人またはその人と生計を同一にしている方の前年の所得が一定額限度以上ある場合は、支給停止になります。

- 支給月
- ・4月、8月、12月
- ※次のいずれかに該当する場合は、手当は支給されません。
- ①支給対象児童が施設に入所したとき
 - ②支給対象児童が死亡したとき
 - ③手当を受けている人が、支給対象児童を養育しなくなったとき
 - ④支給対象児童が障がいを理由とする公的年金を受給できるようになったとき
 - ⑤日本国内に住所がなくなったとき

問い合わせ窓口 福祉課 障がい福祉係 ☎058-392-1111(内線2512)

児童手当

児童手当は、高校生年代まで（18歳到達後最初の3月31日まで）の児童を養育している人に支給されます。公務員の方は勤務先で、公務員以外の方は住所地の市町村窓口にて申請してください。※児童を養育している父母等のうち、「生計を維持する程度の高い人」（原則、所得が高い人）が申請者となります。

○新規申請に必要なもの

- ・申請者名義の口座番号がわかるもの（通帳等）
- ・申請者の健康保険の資格が確認できるもの（保険証、資格確認書等）〔各種共済組合員（私立学校教職員共済を除く）の方のみ〕
- ・申請者および配偶者のマイナンバーが確認できるもの（マイナンバーカード等）
- ・申請者の本人確認書類（運転免許証等）
- ・その他必要に応じて提出する書類があります。



○手当の額（児童1人あたり）

- ・3歳未満は月 15,000 円
- ・3歳以上～高校生年代までは月 10,000 円
- ・第3子以降は月 30,000 円

※「第3子以降」とは、大学生年代（18歳到達後最初の3月31日を経過した後から22歳到達後最初の3月31日までの間にあって、親等が養育し、経済的負担がある場合に限る）の子から数えて、3番目以降をいいます。

○手当の支給

手当の支給は、認定請求の翌月から開始され（一部特例があります）、支給事由の消滅した月分まで終わります。毎年偶数月（2月、4月、6月、8月、10月、12月）にそれぞれの前月分までの手当を支給します。

○こんなときは手続きを

- ・新たに受給資格が生じたとき
- ・他の市町村や海外へ転出するとき
- ・出生などにより支給対象となる児童が増えたとき
- ・受給者の加入する年金が変わったとき
- ・受給者または養育している児童が死亡したとき

○現況届

毎年6月に、一部の受給者は現況届の提出が必要です。該当する方に用紙を郵送いたします。

問い合わせ窓口 子育て・健康課 手当係 ☎058-392-1111(内線 2525)

乳幼児ごみ袋支給事業

ごみの減量が困難な紙おむつを使用する乳幼児を育てている世帯にごみ袋を無償で支給します。

- 対象 ・2歳未満の乳幼児がいる世帯（1回のみ）
- 支給内容 ・可燃ごみ袋（中袋）
- 支給に必要なもの ・母子健康手帳
- 支給場所 ・市民課



問い合わせ窓口 環境事業課 事業係 ☎058-392-1111(内線 2192)

国民健康保険（国保）

こんなときは14日以内に必ず届け出をしましょう。



●国保に入るとき

こんなとき	手続きに必要なもの
・他の都道府県（市町村）から転入したとき	本人確認書類（※1）、マイナンバーが確認できるもの（※2）
・職場の健康保険をやめたとき ・職場の健康保険の被扶養者からはずれたとき	本人確認書類（※1）、マイナンバーが確認できるもの（※2） 保険の喪失日が分かる証明書（資格喪失連絡票など）
・子どもが生まれたとき	本人確認書類（※1）、マイナンバーが確認できるもの（※2）
・生活保護を受けなくなったとき	本人確認書類（※1）、マイナンバーが確認できるもの（※2）、 保護廃止決定通知書

●国保をやめるとき

こんなとき	手続きに必要なもの
・他の都道府県（市町村）へ転出するとき	本人確認書類（※1）、マイナンバーが確認できるもの（※2）
・職場の健康保険に入ったとき ・職場の健康保険の被扶養者になったとき	本人確認書類（※1）、マイナンバーが確認できるもの（※2） 国保と職場の健康保険の両方の資格確認書等（後者が未交付の時は、加入したことを証明するもの）
・国保の被保険者が死亡したとき	亡くなられた方の資格確認書（お持ちの場合）、預金通帳（振込口座のわかるもの）、喪主であることが確認できるもの
・生活保護を受けるようになったとき	本人確認書類（※1）、マイナンバーが確認できるもの（※2）、 保護決定通知書、資格確認書（お持ちの場合）

●その他

こんなとき	手続きに必要なもの
・市内で住所が変わったとき ・世帯主や氏名が変わったとき ・世帯が分かれたり、一緒になったとき	本人確認書類（※1）、マイナンバーが確認できるもの（※2） 資格確認書（お持ちの場合）
・就学のため、別に住所を定めたとき	本人確認書類（※1）、マイナンバーが確認できるもの（※2） 資格確認書（お持ちの場合）、在学証明書
・資格確認書等をなくしたとき （あるいは汚れて使えなくなったとき）	本人確認書類（※1）、マイナンバーが確認できるもの（※2） 汚損した資格確認書等

※1 マイナンバーカード、運転免許証、旅券（パスポート）等

※2 マイナンバーカード、マイナンバーが記載された住民票等

問い合わせ窓口

保険年金課 国保年金係

☎ 058-392-1111(内線 2262・2263)

国民年金保険料の産前産後期間免除制度

国民年金第1号被保険者が出産した際、出産前後の一定期間の国民年金保険料が申請により免除されます。免除された期間は保険料を納付した場合と同様に、老齢基礎年金の受給額に反映されます。

- 必要なもの
- ・年金手帳または基礎年金番号通知書
もしくはマイナンバーが確認できるもの（マイナンバーカード等）
 - ・本人確認書類（運転免許証等）
 - ・母子健康手帳（出産前に申請する場合）
 - ・その他、被保険者と子が別世帯の場合は、出産証明書および親子関係がわかる書類



問い合わせ窓口 保険年金課 国保年金係 ☎058-392-1111(内線 2262・2263)

国民健康保険の出産育児一時金

●概要

国民健康保険にご加入の方が出産されたときに、出産育児一時金を支給します。

●対象者

国民健康保険にご加入の方

※1年以上継続して勤務していた会社を退職後6か月以内に出産した場合は、以前に加入していた社会保険等に請求していただくことになります。この場合の請求手続きについては、以前に勤めていた勤務先等にお問い合わせください。ただし、国民健康保険組合に加入していた方は羽島市の国民健康保険からの支給となります。

●申請期日

出産後、お子供の出生届の手続きを済ませてから、お早めに請求手続きを行ってください。

※出産日の翌日から2年を経過すると時効により請求できなくなります。

●請求手続きについて

「出産育児一時金直接支払制度」を利用すると、出産育児一時金として支給される金額を限度に、出産に伴う費用を市から直接医療機関等へ支払うことができます。この制度を利用することで、まとまった出産費用を事前に用意していただく必要がなくなります。

この制度を利用する場合の出産育児一時金の請求は、医療機関等へ行ってください。

- 必要なもの
- ・資格確認書（お持ちの場合）
 - ・出生届（死産の場合は、医師の証明書）の写し
 - ・預金通帳（振込口座の分かるもの）
 - ・医療機関等で発行される出産費用を証明する書類（領収・明細書）
 - ・医療機関等で発行される直接支払制度を利用しない旨の合意文書の写し
 - ・本人確認書類（マイナンバーカード、運転免許証等）
 - ・マイナンバーが確認できるもの（マイナンバーカード等）



問い合わせ窓口 保険年金課 国保年金係 ☎058-392-1111(内線 2262・2263)

国民健康保険税の産前産後期間軽減制度

国民健康保険にご加入の方が出産した際の出産前後の一定期間の国民健康保険税が軽減されます（出産予定日の6か月前より届出可能）。

- 必要なもの
- ・届出される方の本人確認書類（マイナンバーカード、運転免許証等）
 - ・世帯主と出産される方の個人番号確認書類
 - ・母子健康手帳等（出産（分娩）予定日又は出産日が確認できるページ、及び出産後の届出の場合は出産届済証明のページもしくは出生証明書など（親子関係確認可能な書類）いずれも多胎妊娠の場合は人数分）

※「国民健康保険の出産育児一時金」の支給を当市から受けている場合、届出は不要です。

問い合わせ窓口 保険年金課 国民健康保険税係 ☎058-392-1111(内線 2265)

妊婦のための支援給付（2回目）

妊産婦の方へ、妊娠時と出産時の2回に分けて妊婦支援給付金を支給します。

●対象者

- 1回目妊娠時（5万円の現金給付）
 - ・妊娠届出、妊婦給付認定を申請し、保健師等の面談を受けた妊婦の方
- 2回目出産後（お子さん1人あたり5万円の現金給付）
 - ・乳児家庭全戸訪問（こんにちは赤ちゃん訪問）を受け、胎児の数の届け出をした方

●支給方法

妊産婦名義の銀行口座に振り込み
（申請書等の受付から、2か月程度で振り込み予定です。）

問い合わせ窓口 子育て・健幸課 子育て支援係 ☎058-392-1111(内線 2522)



第2子以降出産祝金

第2子以降の子を出産された方に、10万円の祝金を支給します。

●支給対象者

- 以下の条件を全て満たす方が対象です。
 1. 令和5年4月1日以降に第2子以降の子を出産した母またはその配偶者で、出生日にその子と市内に同一の住所を有する方
 2. 第2子以降の子の出生日に、その子以外の児童（18歳に到達してから最初の3月31日までの子）を養育している方



●支給額

- 第2子以降の子、1人につき10万円

●申請

- 出生届を提出後、窓口にてご案内します。
(休日夜間受付や羽島市外で出生届を提出した場合は、別途、郵送等で申請のご案内をします。)

●申請期限

- 出生日から6か月以内

問い合わせ窓口 子育て・健康課 手当係 ☎058-392-1111(内線2525)



いっぱい遊ぼう

地域子育て支援拠点

問い合わせ窓口 子育て・健康課 子育て支援係 ☎058-392-1111(内線2522)

地域子育て支援拠点は、子育て中の親子が気軽に集える場所です。仲間づくりや子育て情報の交換ができます。担当職員がおりますので、育児に関する相談などお気軽にお声がけください。

実施場所

- ・4か所（児童センター内、かみなり村内、まさきこども園内、中島保育園内）

利用案内

- 対象者 主に乳幼児（0歳～3歳）のお子さんとその保護者
- 利用料 無料 ※イベントによっては利用料が必要なものもあります。
- 申込み 事前に各地域子育て支援拠点にご確認ください。



取り組み内容

- ・子育て中の親子の交流、つどいの場を提供
- ・育児相談（相談方法：面接・電話・メールなど）
- ・子育てに関するイベントの開催（親子での活動、子育てセミナーなど）
- ・子育てサークルの支援 など

上記以外に、各地域子育て支援拠点ごとに独自の取り組みを行っています。詳しくは、各地域子育て支援拠点へお問い合わせいただくか、ホームページ、発行されている機関紙等でご確認ください。

児童センター内「はっぴーサロン」

○イベント一例

- ・おはなしタイム（読み聞かせ・午前11時頃）
- ・健康チェック（毎月第1木曜日）
- ・クリスマス会などの季節行事
- ・おあそびタイム・子育て講座など



○開設日 火曜日～土曜日

○開設時間 午前9時30分～正午 午後1時～午後4時30分

○開設場所 福祉ふれあい会館 4階 児童センター内図書室
（福寿町浅平3-25）

○電話番号 058-391-1226

○ホームページ <http://www.hashima-shakyo.or.jp/happysalon/>

かみなり村内「子育てひろばかみなりくん」

- ・言葉等、発達の違いや子育てに関する悩み相談
 - ・木のおもちゃや手作り布おもちゃの使用
 - ・木でできた広い宙丸、遊具のある庭でのんびり自由に遊んでいただけます
- ※障がいの有無にかかわらず、気軽に来える場所です。
障がい児の育児経験を持つスタッフがおります。お気軽にご相談ください。

○開設日 平日 月曜日～金曜日
○開設時間 午前9時30分～午後2時30分
○開設場所 かみなり村（正木町坂丸2丁目97）
○電話番号 058-393-2608
○メールアドレス kaminari5656@volavola.org
○ホームページ <http://www.volavola.org/koso.html>



まさきこども園内「ゆうゆう」

○イベント一例

- ①楽しい親子教室（毎週水曜日随時開催）
（子育てセミナー、保健指導、リトミック、健康体操、
英語で遊ぼう、季節の製作遊び、誕生会 など）
 - ・よちよちクラブ（0歳児対象）
 - ・ゆうゆう①（1歳児対象）
 - ・ゆうゆう②（2歳児対象）
- ②子育てサークル等の育成支援（随時募集）
実施サークル：健康体操サークル

○開設日 平日 月曜日～金曜日
○開設時間 午前9時～正午、午後1時～午後4時
○開設場所 まさきこども園（正木町坂丸2丁目30）
○電話番号 058-391-4319
○メールアドレス kosodate@masaki.or.jp
○ホームページ <http://masaki.or.jp/publics/index/11/>



中島保育園内「なかよしたんぼぼ」

○イベント一例

- ①たのしい子育て体験
（さんぽ、簡単な製作、親子遊び、絵本の読み聞かせ、誕生日会、園庭開放など）
 - ・よちよち赤ちゃん（0歳児対象）
 - ・よちよちひろば（1歳児対象）
 - ・すくすくひろば（2歳児対象）
- ②子育てサークル等への支援
 - ・未就園児親子、市内の子育てサークルへの支援

○開設日 平日 月曜日～金曜日
○開設時間 午前9時～正午、午後1時～午後4時
○開設場所 中島保育園（下中町城屋敷321）
○電話番号 058-398-6855
○メールアドレス kosodate@nakashima.ed.jp
○ホームページ <http://www.nakashima.ed.jp/>



赤ちゃんステーション

「赤ちゃんステーション」とは、乳幼児を連れて外出したときに、おむつ交換や授乳に困った場合、おむつ交換や授乳の場所、ミルクのお湯などを提供できる施設です。

現在、市内の公共施設等 27 か所を「赤ちゃんステーション」に指定しています。現在の指定施設および提供できるサービス内容については下記のとおりです。



施設名	所在地	電話番号 (058)	利用できる日時	提供できるサービス		
				おむつ交換 スペース	授乳 スペース	ミルク用の お湯
羽島市役所	竹鼻町 55	☎392-1111	月～金 8:30～17:15	○	○	○
羽島市民病院	新生町 3-246	☎393-0111	月～金 8:30～17:15	○	○	○
不二羽島文化センター	竹鼻町丸の内 6-7	☎393-2231	開館日 9:00～21:30	○	○	—
羽島市立図書館	竹鼻町丸の内 6-2	☎392-2270	開館日 10:00～18:00 ※学校の長期休業時 9:00～18:00	○	○	○
羽島市児童センター	福寿町浅平 3-25	☎391-1226	開館日 9:30～12:00 13:00～17:00	○	○	○
羽島市民会館	福寿町浅平 3-25	☎392-2222	開館日 9:00～21:00	○	—	○
FUKUJU スポーツパーク	正木町大浦 602	☎392-8708	開館日 9:00～17:00	○	○	○
ミセルマムマム	竹鼻町丸の内 6-2 不二羽島文化 センター1階 ミセルマムマム	☎393-2231 ☎080-6988- 8808	水～月 9:30～16:00 ※定休日火曜日を除く	○	○	○
足近保育園	足近町 7-112	☎391-2272	月～金 9:00～16:00	○	○	○
小熊保育園	小熊町 3-3	☎391-5012	月～金 9:00～16:00 土 9:00～12:00	○	○	○
まさきこども園	正木町坂丸 2-30	☎391-4319	月～金 9:00～16:00	○	○	○
ひかり泉こども園	正木町新井 348	☎391-3852	月～金 9:00～16:00	○	○	○
竹鼻保育園	竹鼻町 2802-2	☎392-2378	月～金 10:00～16:00	○	○	○
福寿こども園	福寿町本郷 1245-1	☎391-5532	月～金 9:00～16:00	○	○	○
江吉良保育園	江吉良町 481	☎391-5645	月～金 8:30～16:00 土 8:30～15:00	○	○	○
堀津保育園	堀津町前谷 68	☎398-6103	月～金 8:30～16:30 土 8:30～15:00	○	○	○
桜花こども園	上中町長間 1041	☎391-4715	月～金 9:00～16:00	○	○	○
中島保育園	下中町城屋敷 321	☎398-6855	月～金 9:00～16:00	○	○	○
くわばらこども園	桑原町八神 2253-2	☎398-8237	月～金 8:00～17:00 土 8:00～15:00	○	○	○
ローソン 羽島小熊町店	小熊町島 2-5	☎391-0286	24時間年中無休	○	—	—

施設名	所在地	電話番号 (058)	利用できる日時	提供できるサービス		
				夜間急 スペース	授乳 スペース	ミルクの お湯
丸の内歯科医院	竹鼻町丸の内 1-5	☎322-6220	月・火・水・金 1000~1300 1500~2000 木・土 800~1300 1500~1800	○	○	○
ヤマダデンキテックラ ンド羽島店	竹鼻町飯柄 149-1	☎216-6100	月~金 10:30~21:00 土日祝 10:15~21:00	○	—	—
LUX	小原町 1-1	☎392-3618	火~日 9:30~19:00	○	○	○
セブンイレブン 羽島竹鼻町蜂尻	竹鼻町蜂尻 114-1	☎393-1088	24時間年中無休	—	—	○
セブンイレブン 羽島竹鼻町狐穴	竹鼻町狐穴 3036-1	☎393-3713	24時間年中無休	—	—	○
セブンイレブン 羽島ハナミズキ街道	竹鼻町狐穴 338-1	☎391-0240	24時間年中無休	—	—	○
セブンイレブン 羽島竹鼻町丸の内	竹鼻町丸の内 10丁目 73-1	☎391-5277	24時間年中無休	—	—	○



児童センター

児童センターは、お子さんの心身の健康づくりと社会性を伸ばす活動の場として、18歳未満の方ならどなたでも自由に遊べる施設です。

●利用のしかた

- 開館時間 午前9時30分～正午、午後1時～午後5時
- 休館日 月曜日、祝日、第1・第3日曜日、年末年始(12月29日～翌年1月3日)
- 利用できる人 小学生、中学生、高校生、保護者が同伴する乳幼児
- 利用料金 無料(イベント等には参加負担金など実費あり)
- 入館の手続き 入館カードに必要事項を記入
- 場所 羽島市福寿町浅平 3-25



児童センターでは、「チビっ子夢広場」、「土曜クラブ」など各種行事を行っています。詳しい内容については、「社協はしま」や児童センターホームページをご覧ください。
ホームページ：<http://www.hashima-shakyo.or.jp/jidokan/>

児童センター内には、子育て中の親さん同士が自由に利用し、交流や情報交換のできる地域子育て支援拠点「はっぴーサロン」が併設されています。(詳細はP13)



問い合わせ窓口 児童センター

☎058-391-1226

市立図書館

市立図書館では、小さなお子さんが気軽に参加できるイベントを開催しています。授乳コーナーもあります。

- 休館日 月曜日(祝日の場合は翌日)、月末図書整理日、祝日の翌日(土・日曜日は開館)、年末年始(12月29日～1月3日)、蔵書点検日

●赤ちゃんタイム

赤ちゃん用の絵本や紙芝居など用意しています。途中でむずがったり泣いたりしても大丈夫!どうぞ、気がねなくお越しください。

- 開催日時 第1・第3木曜日 午前10時30分～正午

●おはなしひろば

幼児から小学生向けの絵本の読み聞かせ。

- 開催日 第2・第4土曜日
(変更されることがあります。事前にお問い合わせください。)
- 時間 偶数月 午前10時30分～11時30分
奇数月 午後2時～3時



問い合わせ窓口 市立図書館

☎058-392-2270

子育てサークル・子育て支援団体の登録と紹介

市では、子育て中の親子が気軽に集い、交流を図り、より楽しい子育てにつなげるサークル活動などの子育てを支援する団体を応援しています。

登録基準を満たし、適切な活動であると認められるサークル・団体を「羽島市子育てサークル・子育て支援団体」として登録し、活動を支援します。



●支援内容

- ①羽島市広報誌などでのサークル・団体紹介
- ②羽島市福祉ふれあい会館利用料の2分の1の減免
- ※登録の手続きなど詳細につきましては、羽島市ホームページをご覧ください。

●市内の子育てサークル・子育て支援団体

サークルの詳細につきましては、直接各サークルにお問い合わせください。なお、下記は羽島市子育てサークル・子育て支援団体に登録をされたサークルおよび団体です。

サークル名	対象者	活動日	連絡先
ママママ広場	保護者とその子ども	随時	羽島母親クラブ連絡協議会事務局 Mammam
Babyくらぶ	0歳～1歳半くらいまでの子どもと保護者	月1回	活動日 月曜日～金曜日 活動時間 10:00～14:00 連絡先（携帯） ☎ 090-1745-6188
ワイワイ広場	保護者とその子ども	随時	事務局 江吉良町 1587-2 ☎FAX058-392-1406
すみれクラブ	子育てOB	随時	※左記サークルは、参加費のほか協議会費が年間400円かかります。（徴収方法は各サークルによって異なります。）
ピーナツクラブ	羽島市及び近郊に住む多胎未就園児と保護者	第2木曜日	子育て・健幸課にお問い合わせください。
親子ヨガ	0歳～未就園児の親子	第1木曜日	
はしま子育て支援チーム	子育て世代とそれに関わるボランティア	毎月1回	
羽島市子育て支援サークルSMILE	未就園児（0～2歳児）の親子	第1金曜日（変更あり）	

問い合わせ窓口 子育て・健幸課 子育て支援係

☎058-392-1111(内線2522)

保育園・認定こども園・幼稚園

保育園・認定こども園（私立）

●保育園

保育園は、保護者および同居の親族その他の者が働いていたり病気の状態にあるなど、家庭で保育することができない児童を保護者に代わって保育する児童福祉施設です。

●認定こども園

認定こども園は、幼稚園と保育園の機能や特徴をあわせ持ち、教育・保育を一体的に行う施設です。また、子育て家庭を対象に、子育て相談や親子交流の場を提供するなどの子育て支援を行っています。満3～5歳の児童は、保護者の働いている状況に関わりなく教育・保育と一緒に受け、保護者の就労状況が変わっても継続して利用することができます。

●教育・保育給付認定について

保育園や認定こども園等の利用を希望する場合、申請手続きをしていただき、市より教育・保育給付認定を受ける必要があります。

認定区分	対象	利用できる施設
1号認定	満3歳以上の就学前子ども	幼稚園・認定こども園
2号認定	満3歳以上の子どもで、保護者の就労や疾病等により、保育を必要とする子ども	保育園・認定こども園
3号認定	満3歳未満の子どもで、保護者の就労や疾病等により、保育を必要とする子ども	保育園・認定こども園・小規模保育施設等

●保育の必要性について

2・3号認定の場合、保護者の就労形態、利用希望時間等により保育園等の利用時間が「保育標準時間」「保育短時間」認定の2種類に区分されます。



区分	利用できる施設
保育標準時間	保護者が月 120 時間以上勤務しており、施設が定めた時間帯内で最大 11 時間の利用が可能
保育短時間	保護者が月 64 時間以上勤務しており、施設が定めた時間帯内で最大 8 時間の利用が可能

問い合わせ窓口 子育て・健幸課 幼保支援係 ☎058-392-1111 (内線 2523)

●保育園・認定こども園等に入園できる要件（2・3号認定）

- ①羽島市に住所がある0歳（生後2か月以上）から小学校に入学するまでの乳幼児
- ②保育所等での集団生活に支障のない児童
- ③保護者が下記のいずれかに該当し、保育を必要とする家庭であること
 - (1)保護者が働いている（月64時間以上）
 - (2)母親が妊娠または出産後間もない
（出産予定日6週間前の月の初日から出産日から8週間後の月の末日）
 - (3)保護者が病気、負傷、心身に障がいがある
 - (4)同居の親族が長期間病気の状態にある、または心身に障がいがあるため常時その介護または看護をしなければならない
 - (5)保護者が震災、風水害、火災等の災害の復旧に当たっている
 - (6)求職活動をしている（※入園期間は3か月を限度とします）
 - (7)就学している
 - (8)虐待やDVのおそれがある
 - (9)育児休業取得時にすでに保育を利用している子どもがいて、継続利用が必要である場合
 - (10)上記(1)～(9)に類する状態にあると市長が認めたとき

※1号認定の場合、上記(1)～(10)に該当する必要はありません。

※保育園等の定員に余裕のない場合は、希望する保育園等へ入園できなかつたり、入園待機となる場合があるのであらかじめご了承ください。

●市内保育園一覧

園名	定員(人)	住所	電話番号	開園時間
足近保育園	130	足近町7丁目112	☎058-391-2272	平日 7:00～19:00 (土曜日については各園にお尋ねください)
小熊保育園	60	小熊町3丁目3	☎058-391-5012	
竹鼻保育園	300	竹鼻町2802-2	☎058-392-2378	
江吉良保育園	250	江吉良町481	☎058-391-5645	
堀津保育園	90	堀津町前谷68	☎058-398-6103	
中島保育園	140	下中町城屋敷321	☎058-398-6855	

●市内認定こども園一覧

園名	定員(人)	住所	電話番号	開園時間
まさきこども園	280	正木町坂丸2丁目30	☎058-391-4319	平日 7:00～19:00 (土曜日については各園にお尋ねください)
ひかり泉こども園	95	正木町新井348	☎058-391-3852	
福寿こども園	80	福寿町本郷1245-1	☎058-391-5532	
桜花こども園	80	上中町長間1041	☎058-391-4715	
くわばらこども園	70	桑原町八神2253-2	☎058-398-8237	

※1号認定の利用時間等は各認定こども園にお尋ねください。

※市内保育園・認定こども園すべてにおいて、延長保育・障がい児保育・一時預かりを実施しています。

※保育短時間認定は午前8時30分～午後4時30分、保育標準時間認定は午前7時～午後6時が月額保育料で利用可能な時間となり、それ以外の時間は延長保育となります。延長保育の利用や料金等については各園にお尋ねください。

●利用者負担額（保育料）

利用者負担額（保育料）は、入園児童の年齢および保護者等の市町村民税課税額により決定します。保育料基準額表については、市ホームページ等でお知らせしています。

●広域入所

市外の保育園等にも入所できます。里帰り出産または保護者の一方の勤務先が該当市町村にあり、勤務終了後、羽島市の保育園等の保育時間内に迎えが困難である児童が対象です。市町村ごとに受け入れ基準がありますので、詳しくは子育て・健幸課幼保支援係へお尋ねください。

●一時保育（預かり）事業

専業主婦家庭等の保護者の育児疲れ解消、急病などの理由で家庭で保育できない場合に、保育園等で一時的に預かる制度です。現在市内保育園 6 園・認定こども園 5 園及び企業主導型保育施設 1 施設（ほほえみキッズ園ココナッツ）で実施しています。

ただし、各園の定員や行事等の都合で、利用できない場合があります。

①対象児童

保育の実施の対象とならない、就学前児童(対象となる年齢は園によって異なります)

②利用できる要件・費用・時間および利用申込方法

園によって異なりますので、直接園へお問い合わせください。

幼稚園（市立）

羽島市には、市立幼稚園として西部幼稚園があります。各年齢の年間・月間指導カリキュラムに従って、計画的・意図的・特色ある教育に努めています。遊びを中心とした環境の中で、自分たちで考え工夫する「生きる力の基礎」を育みます。

また、保護者の皆さんとの連携を大切に、信頼関係のもとに、未来を担うたくましく、心豊しく、思いやりのある子どもを育てていきます。

○所在地 羽島市福寿町本郷 1-128 ☎058-392-6281

○対象年齢 3歳児～5歳児（市内在住者に限ります）

○保育時間 月曜日～金曜日 午前9時30分～午後2時45分
※受け入れ8時30分～ 最終午後3時15分まで
（預かり保育は実施していません）

○通園方法 保護者による送迎
※子どもの様子を直接聞けます 子育て相談も随時

○保育料 無料

○その他経費 給食費、教材費、積立金、PTA 会費（合計月額 5,500 円程度）

○入園手続き 受付期間は、9月下旬
申し込み方法は、羽島市のホームページ又は幼稚園で入園願書を受け取り、必要事項を記入して申し込んでください。

○保育を行わない日

- ・小学校に準ずる

○未就園の方に

- ・園庭開放（原則 水曜日 午前）
- ・家庭教育学級（親子参加）
- ・演劇鑑賞会（園児と一緒に参加）

※詳細は、園へお問い合わせください



西部幼稚園ホームページ

問い合わせ窓口 西部幼稚園

☎058-392-6281

幼稚園（私立）

市内には、2か所の私立幼稚園があります。

羽島幼稚園・はしま西幼稚園では、園での集団生活における豊かな経験や体験の中で、お友達と喜びや楽しみを分かち合いながら、人間の軸となる基礎の確立を目指しています。また、小学校進学を念頭においた教育カリキュラムにより、生涯の学習スタイルを身に付けます。一人ひとりの個性と向き合い創造していく教育により、子どもたちの未来を輝かせていきます。

入園手続き等につきましては、各幼稚園にお尋ねください。（市での入園手続きはありません。）

	羽島幼稚園	はしま西幼稚園
住所	竹島町飯柄 987-1	福寿町間島 4丁目 24
電話番号	☎058-392-5601	☎058-392-3770
ホームページ	http://www.hashimayouchien.jp	http://www2.plala.or.jp/mebae
対象年齢	満3歳児～5歳児	
授業時間	月曜日～金曜日 午前10時～午後3時	
預かり時間	午前8時～午後6時	
保護者負担額	給食費、施設利用費、スクールバス費（利用者のみ）	
課外教室	専門教育機関による「英語」、「スポーツ」、「学習」、「ピアノ」、「ダンス」などの習い事が、幼稚園内で受講できます。	
その他	春休み・夏休み・秋休み・冬休み・行事振替休園日は、午前8時から午後6時まで利用できます（預かり保育）。 ※3歳児から5歳児までで両親がともに就労しているなどの条件を満たしている場合は、利用料が無料です。	

※詳細は幼稚園ホームページまたは電話にてお問い合わせください。

●子育てのための施設等利用給付制度

幼稚園（市外も含む）は、入園から卒園まで授業料が無償（無料）となりました。満3歳児学年も無償（無料）対象となり、私立幼稚園の学校教育が身近になりました。また、年少学年から年長学年のお子様で＜両親就労＞などの条件を満たしているご家庭は、平日および夏休みなどの長期休業日の預かり保育の利用も無償（無料）となります。

●体験入園および園庭開放

羽島幼稚園・はしま西幼稚園では、体験入園および園庭開放を行っています。開催日時などの詳細は、幼稚園ホームページまたは電話にてお問い合わせください。

子育て支援いろいろ

幼児教育・保育の無償化

国では、子育て世帯を応援し、社会保障を全世代型へ抜本的に変え、幼児教育・保育の無償化を一気に加速することを目的として、3歳から5歳までのすべての子どもたち及び0歳から2歳までの住民税非課税世帯の子どもたちの幼稚園、保育所、認定こども園等の利用料の無償化を実施しています。



●教育・保育給付認定について

対象サービス	無償化の内容
幼稚園（新制度）、保育所、認定こども園	利用料無償
幼稚園（新制度未移行）	月額2.5万円を上限に利用料無償
就学前の障がい児の発達支援	利用料無償 福祉課 障がい福祉係 ☎058-392-1111（内線 2512）
幼稚園等の預かり保育事業	<保育の必要性が認定された場合> 月額1.13万円（満3歳児は1.63万円）を上限に利用料無償
就学前の障がい児の発達支援＋幼稚園、保育所、認定こども園等	障がい児の発達支援利用料＋幼稚園等利用料無償
認可外保育施設のうち、羽島市に届出を行い、国が定める基準を満たす施設	<保育の必要性が認定された場合> 3～5歳：月額3.7万円を上限に利用料無償 0～2歳：月額4.2万円を上限に利用料無償
一時預かり事業、病児・病後児保育事業、ファミリー・サポート・センター事業	

※幼稚園・認定こども園の1号認定児は満3歳から無償化の対象になります。

※実費（通園送迎費、食材料費、行事費など）は無償化の対象外です。

※保育所・認定こども園に在園している方は改めて申請等は必要ありません。

※それ以外の施設・事業の無償化を希望される方は、別途申請が必要ですので、上記子育て・健全課幼保支援係までお尋ねください。（福祉課 障がい福祉担当分を除く）

休日保育

認可保育所等在園児のうち、保護者が仕事などのため、日曜日や祝日に家庭での保育ができないお子さんを保育園等で預かる制度です。利用方法などは、実施施設にお尋ねください。

●実施施設

くわばらこども園（桑原町八神 2253-2）

問い合わせ窓口 くわばらこども園

☎058-398-8237



こども誰でも通園制度（乳児等通園支援事業）

全てのこどもの育ちを応援し、こどもの良質な成育環境を整備するとともに、全ての子育て家庭に対して、多様な働き方やライフスタイルにかかわらず形での支援を強化するため、月一定時間までの利用可能枠の中で、就労要件を問わず時間単位等で柔軟に利用できる新たな通園制度です。

◆対象者

利用日時時点で、以下の①～③をすべて満たすこども

- ①羽島市に住民票があること
- ②0歳6か月から満3歳未満であること
- ③保育所、認定こども園、地域型保育事業所、企業主導型保育施設に通っていないこと

◆実施施設

保育園・認定こども園

◆利用可能時間

こども1人につき月10時間まで

◆利用費用

1時間当たり300円

◆利用方法

利用予約等は専用のシステムで行っていただきますが、システムの利用アカウントの発行のため、事前に市で認定を受ける必要があります。詳しくは下記までお問い合わせください。

問い合わせ窓口 子育て・健幸課 幼保支援係 ☎058-392-1111(内線 2523)

子育て短期支援事業

●短期入所生活援助（ショートステイ）事業

児童を養育している保護者が、疾病、出産、冠婚葬祭、育児疲れ等により児童の養育が困難になる場合に、その児童を日本児童育成園、岐阜羽島ボランティア協会で一時的にお預かりします。

◆利用期間

7日以内

◆利用費用

保護者負担があります。

◆申込み方法

事前の申込みが必要です。詳しくは下記までお問い合わせください。

●夜間養護等（トワイライトステイ）事業

保護者が、仕事等により平日の夜間または休日（土日祝日および学校の休日）に不在になる家庭の児童を岐阜羽島ボランティア協会でお預かりし、食事の提供等を行います。

◆利用時間および利用期間

○夜間養護事業

小学校等の終了時から保護者の帰宅時まで（原則として6か月）

○休日預かり事業

保護者の出勤時から帰宅時まで（原則として6か月）

◆利用負担

保護者負担があります。

◆申込み方法

事前の申込みが必要です。詳しくは下記までお問い合わせください。

問い合わせ窓口 子育て・健幸課（子ども家庭センター） ☎058-392-1111(内線 2524)

病児・病後児保育

お子さんが病気や病気の回復期にあることから保育園等での集団生活が難しく、かつ、保護者の方が就労などによって保育を行うことができない時に、専用の病児保育室において、一時的にお預かりし、子育て家庭を支援します。

※感染症の流行等、不測の事態が生じた場合、援助の内容が変更されることがあります。

●利用対象者

羽島市にお住まいの生後7か月から小学校3年生までのお子さんで、当面の症状の急変が認められない場合、もしくは回復期にある場合で、他のお子さんとの集団生活が困難なお子さん。

●実施場所

病児保育室かみなりくん (子どもサポートセンターかみなりくん内)
羽島市正木町坂丸 2-95



●登録手続き

事前に登録手続きが必要です。その際、説明には 30 分程度お時間をいただきますので、時間に余裕をもってお願いします。詳しくは、問い合わせ窓口までお尋ねください。

●利用料金

利用日	援助時間	利用料金(1日あたり)	利用料金の免除対象者
月～金 土	8:30～17:30 8:30～11:30	2,000 円	<ul style="list-style-type: none"> 生活保護法による被保護世帯 市民税非課税世帯 多子世帯(18歳未満のお子さんを3人以上扶養) 兄弟同日利用(2人目半額)

※上記利用料金、免除対象者は、羽島市内に住民登録のある方が、病児保育室かみなりくんを利用する場合のみ該当します。日、祝祭日はお休みです。

●協定市町における実施場所

羽島市にお住まいの方は、下記の施設も利用することができます。利用を希望される場合は、直接施設にお問い合わせください。

施設名	住所	電話番号
福富医院 すずらん病児保育園	岐阜市安食 1-87-1	☎058-238-8555
河村病院 病児保育園「クララ」	岐阜市芥見大般若 1-84	☎058-241-3311
小牧内科クリニック 病児保育園「ピノキオ」	岐阜市昭和町 2-11	☎058-215-0101
山田病院 病児・病後児保育園「ミッキー」	岐阜市寺田 7-98-1	☎058-255-1221
矢嶋小児科 病児病後児保育室「うりぼう」	岐阜市日野南 7-10-7	☎058-214-7077
世界ちゃんとモゲル丸先生の元気なク リニック 病児保育園「セカモゲ」	岐阜市六条南 2-8-20	☎058-216-3745
操健康クリニック 病児・病後児保育園 「パンダのしっぽ」	岐阜市藪田南 1 丁目 4-20 (西館6階)	☎070-1683-3003
中濃厚生病院 病児・病後児保育室 「はもみん」	関市若草通 5 丁目 1 番地	☎0575-22-2211
関中央病院 くるみ保育所	関市平成通 2-6-18	☎0575-22-0012
こまの認定こども園	海津市南濃町駒野 467	☎0584-55-0416
岐南さくら保育園	岐南町みやまち 4-96	☎058-271-4424
託児所エンゼル	笠松町田代 185 番地の 1	☎058-388-1116
病児保育室「Support you」	養老町飯積 1 丁目 56 番 2	☎0584-84-8130

問い合わせ窓口 病児保育室かみなりくん ☎058-394-0112

子育て・健幸課 子育て支援係 ☎058-392-1111(内線2522)

ファミリー・サポート・センター

ファミリー・サポート・センターは、育児の援助を行いたい人（提供会員）と育児の援助を受けたい人（依頼会員）が会員として登録し、子育ての相互援助を行う会員組織です。ご利用対象となるのは、生後2か月からのお子さんとなっています。ご利用には事前登録が必要です。

必ず電話にて来所日時のご予約をお願いします。また、その際、説明に30分程度お時間をいただきますので、時間に余裕をもってお願いします。

●実施場所

はしま広域ファミリー・サポート・センター（子どもサポートセンターかみなりくん内）
羽島市正木町坂丸 2-95

(1) 通常の援助内容

- ・ 保育園等の開始時間までと終了後の預かりと送迎をします。
- ・ 放課後や放課後児童教室終了後の預かりと送迎をします。
- ・ 産じょく期の支援をします（生後1か月まで）。
- ・ その他、子育て家庭の支援のために必要な援助をします。



※感染症の流行等、不測の事態が生じた場合、援助の内容が変更されることがあります。

●利用料金

利用日	援助時間	利用料金(1時間あたり)	申し込み
月～金	9:00～17:00	700円	2か月前から2日前までに予約 (受付は日曜・祝日は休み)
	上記以外の時間帯	800円	
土・日 祝日	9:00～17:00	800円	
	上記以外の時間帯	900円	

(2) 病児・病後児および緊急時の援助内容 ※病児・病後児は生後7か月から

- ・ 病児、病後児を預かります。
- ・ 保護者に代わって医療機関にお子さんを受診させます。
- ・ 急な残業や出張時などに、お子さんの預かりや保育所等への送迎をします。

※感染症の流行等、不測の事態が生じた場合、援助の内容が変更されることがあります。

●利用料金

利用日	援助時間	利用料金	申し込み
月～金	9:00～17:00	1,000円(1時間あたり)	前日から当日に予約 (ご希望の依頼に応じられない場合もあります)
	上記以外の時間帯	1,200円(1時間あたり)	
	宿泊(病児・病後児は対象外) 19:00～翌日 7:00	10,000円(1回)	
土・日 祝日	9:00～17:00	1,200円(1時間あたり)	
	上記以外の時間帯	1,400円(1時間あたり)	
	宿泊(病児・病後児は対象外) 19:00～翌日 7:00	12,000円(1回)	

問い合わせ窓口 はしま広域ファミリー・サポート・センター ☎058-391-1228
子育て・健幸課 子育て支援係 ☎058-392-1111(内線2522)

放課後児童教室

●利用対象児童

市内小学校（義務教育学校の前期課程を含む）に在宅中の児童で、放課後および夏休みなどの長期休業期間に、保護者（祖父母等を含む）が仕事などにより家庭にいないお子さんが対象となります。

ただし、次の児童は対象としません。

- ①月の利用日数が15日以下と見込まれる児童
- ②保護者が育児休暇期間中である児童
- ③個別の支援が必要となる児童



●開設日および開設時間

- ①授業日：授業終了後～午後7時
- ②長期休業期間・振替休業日：午前8時～午後7時

●閉室日

- ①土曜日、日曜日、祝日
- ②8月12日～15日
12月29日～翌年1月3日
- ③その他（インフルエンザ等による学級閉鎖、台風などによる一斉下校措置等）

●利用者負担額（月額）

- ・午後5時まで／4,000円
- ・午後6時まで／6,000円
- ・午後7時まで／7,000円

※すべての教室において、夏休み期間は追加の料金が発生します。
※上記の利用者負担額に加え、保険料として800円（年額）が発生します。
※条件を満たす方は、申請により利用者負担額が減免されます。



●放課後児童教室一覧

名称	開設場所	利用対象児童
足近小学校区放課後児童教室	足近小学校内	足近小学校区の児童
小熊小学校区放課後児童教室	小熊小学校内	小熊小学校区の児童
正木小学校区放課後児童教室	正木小学校内	正木小学校区の児童
竹鼻小学校区放課後児童教室	竹鼻小学校内	竹鼻小学校区の児童
中央小学校区放課後児童教室	中央小学校内	中央小学校区の児童
福寿小学校区放課後児童教室	福寿小学校内	福寿小学校区の児童
堀津小学校区放課後児童教室	堀津小学校内	堀津小学校区の児童
中島小学校区放課後児童教室	中島小学校内	中島小学校区の児童
くわばらこども園放課後児童教室	くわばらこども園内	桑原学園前期課程の児童

問い合わせ窓口 子育て・健幸課 子育て支援係

☎058-392-1111(内線2522)

就学援助

羽島市立学校に通う児童・生徒の保護者等で、経済的な理由のために就学させることが困難な方に対し、学用品費など就学に要する費用の援助を行う制度です。

※援助の内容：学用品費・修学旅行費など
給食費については原則現物支給となります。



問い合わせ窓口 羽島市教育委員会 学校教育課 ☎058-392-1111(内線 6313)

高等学校就学準備等支援金

中学校卒業後の進学や就職等の準備費用に対する経済的負担の軽減を図るため、中学校3年生の児童の保護者等に対し、3万円の支援金を支給します。

●対象児童

- ・9月30日現在で、羽島市に住民登録がある中学校3年生

●支給対象者

- ・対象児童を監護し生計を同じくする保護者（原則、父母または同居の祖父母）

※その他、対象児童が委託された里親・ファミリーホーム事業者、対象児童が入所している児童養護施設等の設置者も支給対象となる場合があります。

●支給額

- ・対象児童1人につき、3万円

●申請

- ・対象児童がいる世帯に対し、11月ごろに案内文書を発送します。

※対象児童を要件とした10月分の児童手当を羽島市から受給している方は、原則、申請不要です。それ以外の方は、1月末までに申請が必要です。

問い合わせ窓口 子育て・健幸課 手当係 ☎058-392-1111(内線 2525)

羽島市子育て支援企業認証・表彰制度

市内に本社を置き、子育て支援の取り組みを従業員や地域に実施している企業を対象に、市と企業の協働による子育ての推進、子育てと仕事が両立する環境づくりの支援、子育て支援企業の育成、啓発を目的に令和元年度から創設されました。

子育て支援企業一覧は以下のとおりです。



◆令和元年度

企業名	所在地	主な取り組み
岐阜工務店株式会社 (建築業・不動産業)	江吉良町江西三丁目26番地	男性の育児参加を促進するため「育児目的休暇制度」を設置
社会福祉法人足近保育園会 (福祉)	足近町7丁目112番地	産休・育休中職員への月1回の面談により職場復帰を支援
有限会社バーリンス (サービス業)	竹鼻町狐穴331番地1	オレンジリボン運動支援企業として積極的に活動
羽島顆粒工業株式会社 (製造業)	桑原町東方648番地	昼食や仕事着のクリーニングを支援し、家庭での家事の負担を軽減
株式会社羽島企画 (福祉)	小熊町島2丁目102番地1	子育てに関する情報を積極的に外部に提供
福寿工業株式会社 (製造業)	小熊町西小熊4005番地	男性社員の育児休業の取得実績あり

◆令和2年度

企業名	所在地	主な取り組み
株式会社プロスパー (製造業)	足近町直道594番地	独自の「短時間正社員就業規則」を整備
有限会社ワオン (福祉)	上中町中521番地	「質が高いサービスは円満な家庭から生まれる」が社のモットー
株式会社天野企画 (サービス業)	舟橋町6丁目31番地	男性の育児目的休暇制度、子ども手当制度を創設

◆令和3年度

企業名	所在地	主な取り組み
社会福祉法人岐阜羽島ボランティア協会(福祉)	竹鼻町狐穴719番地1	「子連れ出勤制度」の実施
株式会社ピアリー (卸売・小売業)	正木町須賀本村38番地1	「パパ育休制度」の促進

◆令和4年度

企業名	所在地	主な取り組み
社会福祉法人恵隆会	正木町坂丸2丁目30番地	「ノンコンタクトタイム」の確保
社会福祉法人はしま	小熊町2丁目750番地	「産休・育休復帰支援面談シート」の活用

◆令和5年度

企業名	所在地	主な取り組み
社会福祉法人伝心会	下中町石田687番地	独自パンフレットを配布し、育休制度等の取得促進

◆令和6年度

企業名	所在地	主な取り組み
株式会社 愛幸	江吉良町江中七丁目23番地	社内託児所を設置し、「子連れ出勤制度」の実施

お悩みや相談はありませんか？

子育て相談センター 羽っぴい

すべての妊産婦、子育て世帯、こども対象に、切れ目ない支援を提供するため、「子育て相談センター羽っぴい」を開設しています。センターでは、妊娠・出産・子育て等の様々なご相談を受け付け、必要な支援をコーディネートします。お気軽にご相談ください。



問い合わせ窓口 子育て相談センター 羽っぴい（専用ダイヤル） ☎058-392-9979

子育て・健幸課

安心して子育てできるよう、妊娠・出産・育児に関するご相談をお受けしています。
また、助産師または保健師による家庭訪問を行っています。



問い合わせ窓口 子育て・健幸課 ☎058-392-1111（内線5302～5304）
メール kosodatekenko@city.hashima.lg.jp

子ども家庭センター

児童に関わる家庭の諸問題について、家庭児童相談員が相談に応じ、助言等を行っていますので、お気軽にご相談ください。児童虐待に関する相談も受け付けています。



問い合わせ窓口 子育て・健幸課（子ども家庭センター） ☎058-392-1111（内線2524）

民生委員・児童委員

お住まいの地域には、民生委員・児童委員がおり、生活上の心配ごとや家庭・健康・子育てのことなどで悩み、困っている方の相談に応じ、よりきめ細やかな福祉活動を目指して、問題解決に努めています。身近な相談相手として気軽にご相談ください。民生委員・児童委員のうち、児童の福祉を主に担当するのが各地区の主任児童委員です。

お住まいの地区を担当する民生委員・児童委員については、福祉課（☎058-392-1111 内線2514）までお問合せください。



母子保健推進員

母子保健推進員は、地域での身近な相談相手です。育児で悩んでいることや聞きたいことがありましたら、お気軽にご相談ください。

問い合わせ窓口 子育て・健幸課 ☎058-392-1111（内線5302～5304）

その他の子育て関係相談機関の紹介

●羽島市発達支援センター

発達支援センターでは、お子さんが健やかに発達していくことを願い外来相談・発達指導・家族支援を行っています。お誕生から小学校入学までの6年間は著しく成長・発達する時期です。だからこそ、発達の心配や、気になる行動をそのままにしないでください。お子さんが無理なく生き生きと成長できるよう、発達支援センターがお手伝いします。

○対象となるお子さん

- ・言葉の心配
(ことばが遅い、ことばが増えない、会話ができない、発音が不明瞭 等)
- ・あそびの心配
(おもちゃであまり遊ばない、遊んでもすぐに飽きる、あまり反応がない、おなじことばかりを繰り返す、やりとりができない 等)
- ・気になる行動
(落ち着きがない、よく泣く、やんちゃやかんしゃくが多い、こだわりが強い、ぼーっとしていることが多い、呼んでもふりむかない、集団生活になじめない 等)
- ・運動発達の心配
- ・その他発達や育児に関する心配



○支援の手順

- ・外来相談
電話予約してください。お子さんの状況を確認し助言します。
- ・発達指導
外来相談の結果、継続的な支援が必要な場合は、希望により発達指導を行います。

問い合わせ窓口：羽島市発達支援センター もも

☎058-392-6125

(福寿浅平3丁目25福祉ふれあい会館3F)

●その他の相談窓口

事業所名	対象	住所	電話番号
障がい者生活支援センター きつねあな	身体・知的 精神・児童	竹鼻町珈琲719-1	☎393-0098
生活サポートはしま・相談支援センター	身体・知的 精神・児童	正木町大浦445	☎392-2800
障害者総合生活支援センタークロス	知的	岐阜市平和通3-2-1	☎210-2078
支援センターいずみふせ	精神	岐阜市日野東4-10-18	☎213-8811
支援センターいずみふせ南	精神	岐阜市茜部障所1-167-2	☎201-6711
指定相談支援事業所うかい	精神	岐阜市洞1026	☎239-5838



●わかたけ教育相談会

羽島市立学校に入学前のお子さんや羽島市立学校に在籍のお子さんで、障がいに関する
こと、体や心の発達に関することについて、悩みごとや気がかりなことがある保護者の方
を対象として行います。毎年、7月と10月に相談会を行います。保育園・認定こども園・
幼稚園・保健センター、発達支援センター、各羽島市立学校に申込書があります。記入の
上、申込みください。

問い合わせ窓口 羽島市教育委員会 学校教育課 ☎058-392-1111(内線6312)

●サポートファイル

各機関との連携を目的としたサポートファイルを作成しております。保護者の皆様やそ
のお子様と支援者(関係機関)をつなぎ、お子様の成長のために力を合わせて継続的な支
援を行っていくためのものです。

問い合わせ窓口 羽島市教育委員会 学校教育課 ☎058-392-1111(内線6312)

●岐阜県中央子ども相談センター(児童相談所)

子ども相談センターは、児童福祉法に基づいて県が設置した相談機関です。子どもの虐
待、発達、障がい(療育手帳)、非行等の相談に応じています。

○相談受付時間

月曜日～金曜日 午前8時30分～午後5時15分

問い合わせ窓口 岐阜市鷺山向井2563-79(ぎふ清流福祉エリア内) ☎058-201-2111(代表)

●岐阜県青少年SOSセンター

青少年SOSセンターは、岐阜県に在住の39歳までの青少年及び家族を対象に県が設
置した相談機関です。青少年の様々な悩み寄り添った相談に応じています。

0120-247-505 (フリーダイヤル 24時間)

問い合わせ窓口 フリーダイヤル ☎0120-247-505 (24時間)

●子ども・家庭電話相談室

児童本人、保護者等からの直接の相談に応じています。

○相談日・受付時間

月曜日～金曜日：午前8時45分～午後9時

土曜日：午前8時45分～午後5時

※18歳未満のおさんが対象です。

問い合わせ窓口 ☎058-213-8080 フリーダイヤル ☎0120-76-1152

●児童相談所虐待対応ダイヤル

児童虐待かも…と思ったら、すぐにお電話ください。電話による通報や相談を24時
間365日受け付けます。

☎189(いちはやく)通話料無料

○お住まいの地域の児童相談所につながります。

○通告・相談は匿名で行うことも可能です。

○通告・相談をした人やその内容に関する秘密は守られます。



●児童相談所 相談専用ダイヤル

☎0120-189-783

出産や子育てに悩んだ時は、こちらにお電話ください。

病気や事故に備える

こんなときは医療機関へ

- 次のような様子のときは、すみやかに医療機関を受診しましょう。
- ・発熱した ・顔色が悪い ・呼吸が苦しそう ・ぐったりしている
 - ・せきがおさまらない ・下痢や嘔吐がある ・けいれんを起こした
 - ・便が白い、赤い、黒い ・皮膚や白目が黄色い（強い黄疸）
 - ・いつもに比べて食欲がない、元気がない、反応が鈍い
 - ・授乳のたびに勢いよく吐き、体重が増えない、吐き方が激しい

市内の医療機関

●市内の医院・クリニック

令和7年10月1日

事業所名	住所	電話番号
アイリスペルクリニック	竹鼻町丸の内4-6	☎058-393-1122
青山内科	竹鼻町277-1	☎058-392-3821
あさこう眼科クリニック	竹鼻町丸の内1-8	☎058-391-1103
あさこうクリニック	福寿町浅平3-33	☎058-391-1133
浅野内科こどもクリニック	福寿町浅平5丁目11	☎058-393-2811
あまきクリニック	竹鼻町丸の内8-60-2	☎058-394-1278
いのうえ小児科クリニック	竹鼻町狐穴1093-1	☎058-392-8808
いのうえ整形外科	江吉良町938-1	☎058-394-1355
岩佐医院	正木町坂丸2-130	☎058-392-8888
いわたクリニック	正木町上大浦2-38	☎058-394-3017
大島内科・内視鏡クリニック	竹鼻町狐穴2990-1	☎058-391-0707
小川医院	下中町城屋敷569	☎058-398-3211
小田内科	足近町2-204	☎058-392-1225
加地内科	足近町7-473	☎058-392-6688
河合胃腸科クリニック	竹鼻町狐穴1120-1	☎058-392-5118
かわむら内科胃腸科	舟橋町2-1	☎058-392-2281
黒田医院	桑原町八神4352	☎058-398-8201
さの内科クリニック	小瀬町島2-12	☎058-391-8802
たかはし眼科クリニック	正木町曲利1057-1	☎058-394-1166
田中整形外科	正木町大浦660-1	☎058-391-8555
丹第整形外科	小瀬町島2-78-1	☎058-391-1411
天外メンタルクリニック	福寿町間島7-39	☎058-392-1502
中川クリニック	竹鼻町狐穴250-1	☎058-394-3350
ながき内科クリニック	舟橋町宮北1-27	☎058-393-0077
長良川クリニック	竹鼻町梅ヶ枝町370-1	☎058-392-2525
羽島眼科クリニック	舟橋町234	☎058-391-7888
羽島市民病院	新生町3-246	☎058-393-0111
羽島整形外科・皮膚科	舟橋町宮北1-15-1	☎058-394-1511
羽島皮膚科・内科	竹鼻町丸の内5丁目15	☎058-392-1226
ばん皮膚科	正木町曲利1050-1	☎058-391-0056

不破医院	正木町不破一色258	☎058-391-2238
丸の内クリニック	竹鼻町丸の内11-87	☎058-393-0765
村上診療所	竹鼻町狐穴1058-2	☎058-216-7722
山田医院	上中町長間1270-1	☎058-392-2313
渡邊医院	竹鼻町22-1	☎058-392-2223

●市内の歯科医院

令和7年10月1日

事業所名	住所	電話番号
浅野歯科	竹鼻町日吉町123	☎058-392-9222
糸井川歯科医院	竹鼻町上町2546	☎058-391-5819
入山歯科医院	上中町一色1148-3	☎058-392-8214
いわさ歯科	正木町坂丸2丁目122	☎058-391-4182
大口歯科クリニック	竹鼻町丸の内4-58	☎058-392-8977
おかだ歯科クリニック	桑原町/神字平太2691-1	☎058-398-3188
おんだ歯科クリニック	足近町7丁目588-1	☎058-391-9222
かわい歯科クリニック	竹鼻町狐穴1123	☎058-394-1015
かわむら歯科クリニック	竹鼻町狐穴3415	☎058-391-6480
かんばら歯科医院	福寿町本郷1-224	☎058-394-0880
近藤歯科医院	桑原町/神4828-2	☎058-398-2700
里村歯科医院	小嶺町島2-121	☎058-392-6146
第一河合歯科医院	竹鼻町上城町2613	☎058-392-1567
タカダ歯科	竹鼻町飯柄482	☎058-394-1135
高田歯科医院	竹鼻町大西357-1	☎058-392-6482
たけがな歯科	竹鼻町狐穴1617番地1	☎058-391-2122
たなかファミリー歯科	正木町新井375-2	☎058-392-1158
たなげん歯科	江吉良町1136-1	☎058-322-2424
棚橋歯科医院	竹鼻町丸の内4-78	☎058-391-7231
ついき歯科	正木町大浦2992	☎058-325-8383
戸田歯科医院	竹鼻町大仏277-1	☎058-391-8354
羽島中央歯科	上中町沖1490-1	☎058-398-6565
はま歯科医院	正木町大浦79-2	☎058-394-4662
早川歯科医院	竹鼻町狐穴3188-11	☎058-392-3687
坂歯科	竹鼻町飯柄100-1	☎058-391-5225
日置矯正歯科	竹鼻町丸の内3-51	☎058-391-6161
ヒライ歯科クリニック	足近町2丁目328	☎058-392-8813
札幌歯科医院	正木町不破一色303-2	☎058-392-8868
ほっつ歯科医院	壺津町前谷102	☎058-398-5272
正木伊藤歯科	正木町森8-5	☎058-391-3112
丸栄歯科	竹鼻町狐穴3362	☎058-391-2488
丸の内歯科医院	竹鼻町丸の内1-5	☎058-322-6220
南谷歯科医院	小嶺町2-306-3	☎058-392-8848
みのる歯科	福寿町浅平3-52	☎058-391-1082
むかい矯正歯科	竹鼻町丸の内9-63	☎058-393-0530
吉田歯科医院	舟橋町8-5	☎058-260-7000
わたなべ歯科クリニック	竹鼻町丸の内10-54-1	☎058-393-1184

※医療機関や歯科医院を受診される場合は、休診日・診療時間などを電話にてご確認の上、受診してください。

休日・夜間の診療機関

診療日	診療時間	診療場所
日曜日 祝休日 年末年始(12月30日～1月3日)	9:00～14:00	羽島市休日急病診療(在宅当番医)
※詳しくは毎月の広報ましま、市ホームページをご覧ください。		
月曜日～土曜日 ※特約日:日曜日、祝休日 12月31日～1月3日	受付は診療期間の開始30分前から終了30分前までです。 19:30～23:00	岐阜市民病院(小児夜間急病センター) ☎058-251-1101(代表) 岐阜市鹿島町7-1 診療科目 小児科(15歳以下のお子さん)
※小児の深夜帯(23時～翌日8時)の初期救急は、☎058-251-1101(代表)にお問い合わせください		
日曜日 祝休日 年末年始(12月31日～1月3日)	受付は診療期間の開始30分前から終了30分前までです。 9:00～13:00 14:00～18:00 19:00～23:00	岐阜市民病院(岐阜市休日急病センター) ☎058-253-7277(代表) 岐阜市鹿島町7-1 診療科目 小児科(15歳以下のお子さん)

※健康保険証、福祉医療費受給者証、お薬手帳等を持参してください。

※他の保険医療機関等からの紹介状をお持ちでない初診の方は、選定療養費(病院が定める額)を負担していただきます。

子ども医療電話相談(#8000)

休日や夜間のお子様の急な病気やけがの際に、家庭での対処方法や医療機関を受診すべきかどうかについて、電話で相談できます。

●受付時間

月曜日～金曜日は午後6時～翌朝8時

土曜・休日・12月29日～1月3日は午前8時～翌朝8時(24時間)



問い合わせ窓口

携帯電話、固定電話のプッシュ回線からは「#8000」、
その他の電話は ☎058-240-4199

救急安心センターぎふ「#7119」

急な病気やケガで救急車を呼ぶべきか、すぐに病院へ行くべきかなど、判断に迷った時の救急電話相談窓口です。

24時間365日、専門の相談員からアドバイスを受けられます。



問い合わせ窓口

携帯電話、固定電話のプッシュ回線からは「#7119」、
その他の電話は ☎058-216-0119
※緊急性がある場合は、迷わず119番通報してください。

ぎふ救急ネット

岐阜県救急・災害医療情報システムホームページから受診可能な県内の医療機関を検索することができます。

問い合わせ窓口

岐阜県健康福祉部医療整備課
岐阜市数田南2-1-1 ☎058-272-1111



小児慢性特定疾病医療費助成制度

小児慢性特定疾病に罹患し、長期間の療養を必要とする児童などの健全育成の観点から、患児家庭の医療費の負担軽減を図るため、都道府県・政令指定都市・中核市等が指定した指定医療機関において受けた医療について、医療費の自己負担分の一部を助成します。

●対象者

- ①保護者が県内（岐阜市を除く）に在住している満18歳未満の方（更新の場合は20歳未満まで）
- ②小児慢性特定疾病医療費助成制度の対象疾病に罹患し、かつ、別に定める認定基準に該当する方

問い合わせ窓口

岐阜保健所

各務原市那加不動丘1-1 ☎058-380-3004

ひとり親家庭のことは

ひとり親家庭の相談事業

●母子父子自立支援員

社会福祉事務所では母子父子自立支援員が、母子父子家庭・寡婦のみなさんの悩みごとの相談に応じて、その問題解決に向けての必要な情報提供や、アドバイスなどのお手伝いをしています。

また、自立に向けての就労相談にも応じます。電話相談も受け付けていますので、お気軽にご相談ください。

問い合わせ窓口 子育て・健幸課(子ども家庭センター) ☎058-392-1111(内線 2524)



経済的支援

児童扶養手当

次のいずれかに該当する 18 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの児童（または 20 歳未満で一定以上の障がいのある児童）の父または母、父または母にかわってその児童を養育している方に支給される手当です。

- ①父母が婚姻を解消した児童
- ②父または母が死亡した児童
- ③父または母が重度の障がいの状況にある児童
- ④父または母から 1 年以上遺棄されている児童
- ⑤父または母が 1 年以上拘禁されている児童
- ⑥父または母が裁判所からDV（配偶者からの暴力）保護命令を受けた児童
- ⑦父または母が 1 年以上生死不明の状態にある児童
- ⑧母が婚姻によらないで生まれた児童



●手当額（月額）

支給区分	全部支給	一部支給
児童 1 人の場合	46,690 円	46,680 円～11,010 円
第 2 子以降(算額 (1 人につき))	11,030 円	11,020 円～ 5,520 円

ただし、児童が次のいずれかに該当する場合は、支給の対象となりません。

- ①日本国内に住所を有しないとき
- ②里親に委託されているとき
- ③父（母）と生計を同じくしているとき（その者が政令で定める程度の障がいの状態にあるときを除く）
- ④父（母）の配偶者（事実上の配偶者を含む）に養育されているとき（政令で定める程度の障がいの状態にある父（母）を除く）
- ⑤下記の児童福祉施設等に入所しているとき
児童養護施設、少年院、少年鑑別所等

●手当の制限

手当を受けようとする父（母）などの所得が一定額以上あるときは、支給停止になります。下表を参照してください。

※養育費を受けている場合は、養育費の 8 割を所得の対象とみなします。

●所得制限限度額表

扶養親族等の数	本人		両親がいない子どもの 養育者・配偶者・ 扶養義務者
	全部支給	一部支給	
	所得額	所得額	
0人	690,000	2,080,000	2,360,000
1人	1,070,000	2,460,000	2,740,000
2人	1,450,000	2,840,000	3,120,000
3人	1,830,000	3,220,000	3,500,000
4人	2,210,000	3,600,000	3,880,000
5人	2,590,000	3,980,000	4,260,000

手当額算定にかかる所得額＝年間収入額－必要経費（給与所得控除額等）＋養育費の8割相当額－8万円（社会保険料相当額）－諸控除

※所得税法に規定する70歳以上の同一生計配偶者、老人扶養親族または特定扶養親族がある方についての限度額は、上記の額に次の額を加算したものとします。

①本人の場合

(1)70歳以上の同一生計配偶者または老人扶養親族1人につき10万円

(2)特定扶養親族1人につき15万円

②両親がいない子どもの養育者、配偶者、扶養義務者の場合は、老人扶養親族1人につき（当該老人扶養親族のほかに扶養親族がいないときは、当該老人扶養親族のうち1人を除いた老人扶養親族1人につき）6万円

※障害基礎年金等を受給する方は、児童扶養手当額が障害年金の子の加算額を上回る場合、その差額を受給できます。

※障害基礎年金以外の公的年金等を受給する方は、児童扶養手当額が公的年金等の額を上回る場合、その差額を受給できます。

●手当の支給

全部支給・一部支給ともに認定月（申請月の翌月）分から支給要件に該当しなくなった月分までが支給されます。1月、3月、5月、7月、9月、11月に、それぞれの前月分までの手当を支給します。

●現況届

毎年8月に、現況届の提出が必要です。

問い合わせ窓口 子育て・健康課 手当係 ☎058-392-1111(内線2525)

遺族基礎年金

次の①～④のいずれかに該当する方が死亡したときに、生計を維持されていた「子のある妻」または「子のある夫」、「子」（子が18歳に達する年度末になるまで（国民年金法施行令の定める障害等級に該当する障害の状態にある場合は20歳まで））に支給されます。

①国民年金の被保険者が死亡したとき

②国民年金の被保険者であった60歳以上65歳未満の方で、日本国内に住所を有している方が死亡したとき

③保険料納付済期間と保険料免除期間とを合算した期間が25年以上ある方が死亡したとき

④老齢基礎年金の受給権がある方（保険料納付済期間とを合算した期間とを合算した期間が25年以上ある方に限る）が死亡したとき

ただし、①、②の場合、死亡日の前日において次の保険料納付要件のいずれかを満たしていることが必要です。

●保険料納付要件

国民年金の保険料を納めた期間（免除期間等を含む）が、死亡日の属する月の前々月までの被保険者期間の3分の2以上あることが必要です。ただし、死亡日が令和8年3月31日以前にあるときは、死亡日の属する月の前々月までの1年間に保険料の未納がなければ、この条件を満たしていなくても支給されることになっています。

※一部免除の承認を受けても納めるべき保険料を納めなかった期間は保険料納付済期間から除かれます。

●年金額（令和7年度年金額）

納付内容		基本額	加算額	合計（年額）
子がある 配偶者の場合	子ども1人	831,700	239,200	1,071,000
	子ども2人	831,700	478,600	1,310,300
子の場合	子ども1人	831,700	0	831,700
	子ども2人	831,700	239,300	1,071,000

※3人目以降は、1人につき79,800円が加算されます。

（なお、配偶者に年金が支給される場合は、子には支給されません。）

問い合わせ窓口 保険年金課 国保年金係 ☎058-392-1111(内線2262・2263)

寡婦年金

第1号被保険者・任意の加入被保険者として、国民年金の保険料納付済期間等（免除期間を含む）が10年以上ある夫が、老齢基礎年金などを受けずに亡くなられた場合、10年以上婚姻期間があり、夫により生計を維持されていた妻に、60歳から65歳に達するまで支給されます。

●年金額

夫が受けられるはずの老齢基礎年金額の4分の3



問い合わせ窓口 保険年金課 国保年金係 ☎058-392-1111(内線2262・2263)

遺族厚生（共済）年金

厚生（共済）年金に加入していた方などが亡くなられたとき、その方に生計を維持されていた配偶者又は子どもなどの遺族に対して支給されます。なお、妻以外の遺族には、死亡時に次の要件に該当することが必要です。

- ①子と孫については、18歳到達年度末まで、あるいは20歳未満で障がいの程度が1・2級であること
- ②夫、父母、祖父母については、55歳以上であること（ただし、60歳に達するまでは支給停止されます。）

●支給要件

在職中に死亡したとき、または1級、2級の障害厚生年金を受給中に死亡したとき、および老齢厚生年金の受給資格期間（25年以上）を満たした人が死亡したときなどに支給されます。

問い合わせ窓口 岐阜南年金事務所 ☎058-273-6161 ※共済制度については各々の共済組合

父子家庭・母子家庭等福祉医療費助成制度

18歳に達する日以後の最初の3月31日までの児童を扶養している父、母とその児童、両親のいない18歳未満の児童を対象に、病院等で保険診療を受けたときの自己負担額を助成します。ただし、所得制限があります（児童扶養手当の一部支給の所得制限額と同じです）。

この助成を受けるには、申請が必要です。また、有効期間は、事実発生日の翌日（ただし、認定日が事実発生日から30日を超える場合は認定月の初日）からです。

●申請時に必要なもの

- ・健康保険の資格を確認できるもの（資格確認書、資格情報のお知らせ、マイナンバーカード以外の保険証）
- ・児童扶養手当証書、年金証書等
- ・本人・対象児童および扶養義務者のマイナンバーが確認できるもの（マイナンバーカード等）
- ・申請者の本人確認書類（マイナンバーカード、運転免許証等）



問い合わせ窓口 保険年金課 後期高齢・福祉医療係 ☎058-392-1111(内線 2267)

母子父子寡婦福祉資金の貸付

母子父子家庭や寡婦の経済的自立の助成と生活の安定を図り、あわせて扶養している子どもの福祉を増進するため、無利子または低利子で就学支度資金・修学資金等各種資金の貸付を行っています。

貸付対象者

- ①母子福祉資金
 - (1)母子家庭の母
 - (2)父母のいない20歳未満の児童（就職支度資金・就学支度資金・修学資金・修業資金のみが対象です。）
- ②寡婦福祉資金
 - (1)寡婦（配偶者のいない女子で、かつて母子家庭であった人）
 - (2)40歳以上の配偶者のいない女子で、現に子どもを扶養していない人
○子どもが成人してから後に夫と死別・離婚した人
○夫と死別・離婚した人のうち子どものいない人
- ③父子福祉資金
 - (1)父子家庭の父
 - (2)父母のいない20歳未満の児童（就職支度資金・就学支度資金・修学資金・修業資金のみが対象です。）



連帯保証人

原則県内に住所があり、借受人と連携して債務を負う信用と資力のある人が必要です。

問い合わせ窓口 子育て・健康課（子ども家庭センター） ☎058-392-1111(内線 2524)

就業・自立支援

自立支援教育訓練給付金

ひとり親家庭の母または父が、就職やキャリアアップのために指定された教育訓練講座を受講し、修了した場合、受講にかかった費用の一部が支給されます。なお、受講が修了していないと給付金は支給されません。



- 支給内容 ・詳しくは下記までお問い合わせください。
- 対象者 ・以下の要件のすべてを満たす方
 - ①母子・父子自立支援プログラムの策定等を受けていること
 - ②当該教育訓練が適職に就くために必要であると認められること
 - ③過去にこの訓練給付金を受給していない
- 申請できる人 ・対象となる方ご本人
- 申請期日 ・随時 ※受講開始前に事前相談してください。事前相談をしないで受講した場合、原則として給付金は支給されません。

問い合わせ窓口 子育て・健幸課（子ども家庭センター） ☎058-392-1111(内線 2524)

高等職業訓練促進給付金

ひとり親の方が就職の際に有利となる資格の取得を目指して養成機関で修業する期間の生活費を支援する制度です。



- 支給内容 ・対象となる方の状況により、支給額は異なります。
 - 高等職業訓練促進給付金**（修業期間中の生活費の負担軽減のため）
 - 月額10万円（市町村民税非課税世帯）
 - 月額7万500円（市町村民税課税世帯）
 - ※修学期間の最終年度においては、4万円が増額されます。
 - 高等職業訓練修了支援給付金**（入学時の負担軽減のため）
 - 5万円（市町村民税非課税世帯）
 - 2万5,000円（市町村民税課税世帯）

- 対象者 ・以下の要件のすべてを満たす方
 - ①児童扶養手当受給者または児童扶養手当を受給できる所得水準であること
 - ②養成機関において6月以上のカリキュラムを修業し、対象資格の取得が見込まれること
 - ③就業または育児と修業の両立が困難であると認められること
 - ④過去にこの訓練促進給付金または修了支援給付金を受給していないこと

- 申請できる人 ・対象となる方ご本人
- 申請期日 ・随時 ※修業開始前に事前相談してください。

問い合わせ窓口 子育て・健幸課（子ども家庭センター） ☎058-392-1111(内線 2524)

ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業

ひとり親家庭の親またはひとり親家庭の児童が高等学校卒業程度認定試験合格のための講座を受講した場合、受講にかかった費用の一部が支給されます。

- 支給内容
- ・以下の給付金
 - ア 受講開始時給付金**
受講費用の40%（通信制：上限10万円）
（通学、通学及び通信併用：上限20万円）
※4,000円を超えない場合は支給されません。
 - イ 受講修了時給付金**
受講費用の50%からアを差し引いた金額
（通信制：ア+イの上限12万5,000円）
（通学、通学及び通信併用：ア+イの上限25万円）
※4,000円を超えない場合は支給されません。
 - ウ 合格時給付金**
受講費用の10%（通信制：ア+イ+ウの上限15万円）
（通学、通学及び通信併用：ア+イ+ウの上限30万円）
※受講修了日から起算して2年以内に高卒認定試験の全科目に合格した場合に支給されます。
- 対象者
- ・以下の要件のすべてを満たす方
 - ①母子・父子自立支援プログラム等の支援を受けていること。
 - ②高卒認定試験に合格することが適職に就くために必要であると認められること
 - ③過去にこの給付金を受給していないこと
- 申請できる人
- ・対象となる方ご本人
- 申請期日
- ・随時
※受講申し込み前に受講対象講座指定を受ける必要があります。



問い合わせ窓口 子育て・健幸課（子ども家庭センター） ☎058-392-1111（内線2524）

養育費確保支援補助金

ひとり親家庭の児童の福祉向上を図るため、養育費の取り決めにかかる公正証書等に要する本人負担費用について、補助金を交付します。

- 対象者
- 以下の要件のすべてを満たす方
 - ①児童扶養手当受給者または児童扶養手当を受給できる所得水準であること
 - ②養育費の取り決めに関する公正証書の作成等に要する費用を負担していること
 - ③養育費の取り決めに関する債務名義を有していること
 - ④養育費の対象となる児童を現に扶養していること
 - ⑤過去にこの補助金を受給していないこと

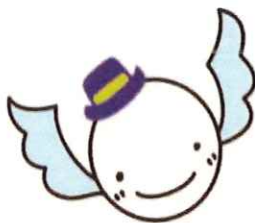


- 対象経費
- 公証人手数料（養育費についての部分のみ対象）
 - 家庭裁判所に対する調停の申立てや裁判に要する収入印紙代
 - 戸籍謄本等添付書類の取得費用
 - 連絡用の郵便切手代
- ※補助額は上記経費の合計額とし、上限は 20,000 円となります。
※令和 6 年 4 月 1 日以降に取得した公正証書等の債務名義にかかる経費が対象となります。

- 申請できる人 ・対象となる方ご本人

- 申請期日 公正証書等を作成した日の属する年度内の末日まで

問い合わせ窓口 子育て・健幸課（子ども家庭センター） ☎ 058-392-1111（内線 2524）



その他の生活支援

学習支援ボランティア事業

ひとり親家庭の児童の学習を支援したり、児童から気軽に学習相談などをうけることができる大学生などのボランティアを児童の家庭などに派遣し、学習習慣を身につけるとともに大学生などとの交流を通して児童の健全な発育を図ります。



- 対象者 ・ひとり親家庭の児童（小学生および中学生）
- 日にち ・毎週土曜日（長期休み期間は、平日の場合もあります。）
- 時間 ・原則午後2時間
- 場所 ・羽島市竹鼻町飯柄（名鉄線羽島市役所前駅から徒歩約2km）

問い合わせ窓口 一般財団法人 岐阜県母子寡婦福祉連合会

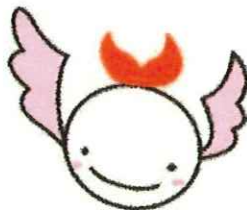
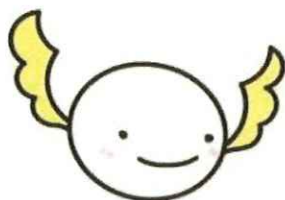
学習支援専用携帯

☎080-9114-2127

母子生活支援施設

母子を保護する施設です。18歳未満の子どもを養育している母子家庭、またはこれに準ずる事情にある母親が、生活していく上で問題があり子どもを十分に養育できない場合に、母子ともに入所できる施設で、自立促進のため生活を支援しています。

問い合わせ窓口 子育て・健康課（子ども家庭センター） ☎058-392-1111（内線 2524）

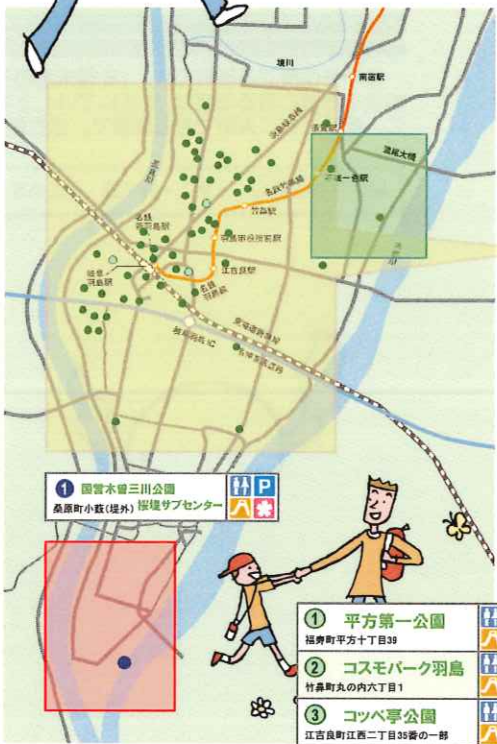


羽島市公園マップ

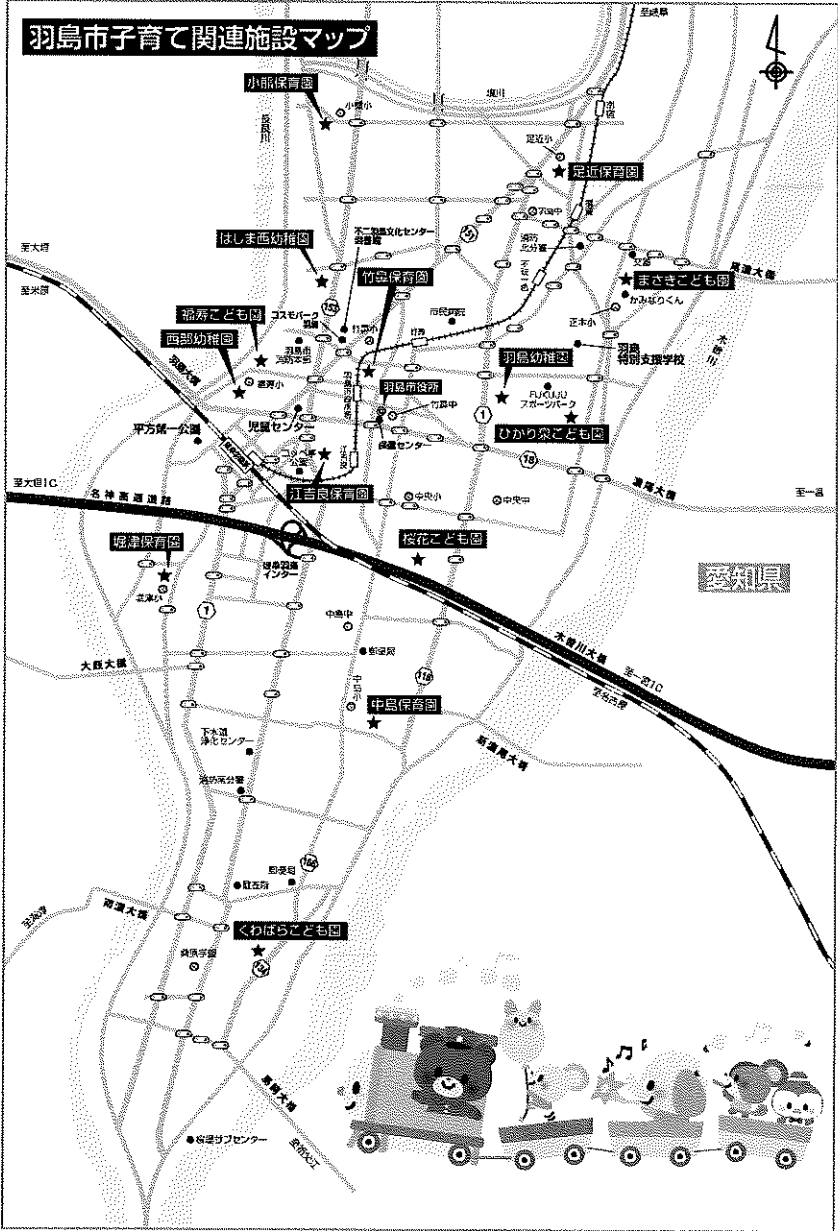
LET'S PARK



家族揃って公園に行こう！
お弁当持って芝生に寝転がったり、
風を感じたり、ボール遊びしたり、
近くの公園を探してみよう！



① 大仏児童公園 竹鼻町字上鍋屋町215-1	② 駅前公園 福寿町浅平1丁目69	③ 蒲池公園 竹鼻町字鏡町27	④ 千代田公園 福寿町浅平2丁目41	⑤ 出須賀公園 舟橋町出須賀四丁目57	⑥ 浅平公園 福寿町本郷字大島664-6	⑦ 外栗野公園 小瓶町外栗野二丁目24	⑧ 外うら東公園 福寿町間島六丁目53	⑨ 間島西公園 福寿町間島六丁目30	⑩ 宮西公園 小瓶町島二丁目139	⑪ 須賀東山公園 福寿町須賀北二丁目50	⑫ 内栗野公園 小瓶町内栗野四丁目50	⑬ 天王第二公園 小瓶町天王三丁目62	⑭ 南扇公園 舟橋町出須賀二丁目73	⑮ 浅平東公園 福寿町浅平三丁目26	⑯ 大西公園 竹鼻町丸の内一丁目20	⑰ 横手公園 福寿町横手三丁目5	⑱ 足近新田公園 新生町一丁目65	⑲ 鳥第一公園 小瓶町鳥三丁目70	⑳ 神楽公園 竹鼻町神楽15	㉑ 鳥第二公園 小瓶町鳥一丁目112	㉒ 外うら西公園 福寿町間島三丁目123	㉓ 間島東公園 福寿町間島六丁目43	㉔ 健康の森善意公園 福寿町字丸の内46	㉕ 須賀中公園 福寿町須賀中86	㉖ 須賀西公園 福寿町須賀西30	㉗ 須賀南公園 福寿町須賀南一丁目71	㉘ 鳥第三公園 小瓶町鳥五丁目65	㉙ 平方第二公園 福寿町平方五丁目13	㉚ 天王第一公園 小瓶町内栗野一丁目46	㉛ 江吉良公園 江吉良町字東郷中812	㉜ 前谷公園 福寿町前谷104	㉝ 正木中畑公園 正木町須賀字中畑207&21	㉞ 横手東公園 福寿町横手一丁目26	㉟ 下山さくら公園 小瓶町3丁目769-9	㊱ 新井さくら公園 正木町新井字三町目685-20	㊲ 川口第一公園 小瓶町川口一丁目41	㊳ 間島北公園 福寿町間島一丁目117	㊴ 消防南公園 竹鼻町丸の内3丁目7	㊵ 長間公園 上中町長間字村前418-1	㊶ 下中公園 下中町城島字長307-1	㊷ 西須賀公園 竹鼻町字西須賀1178-3	㊸ 舟橋公園 舟橋町宮北二丁目37	㊹ 川口公園 小瓶町川口前352	㊺ 舟橋北公園 舟橋町三丁目81	㊻ 宮浦公園 舟橋町宮北七丁目54	㊼ 舟橋東公園 舟橋町五丁目117	㊽ 舟橋西公園 舟橋町一丁目53	㊾ 江中公園 江吉良町江中三丁目80番	㊿ 本郷公園 福寿町本郷二丁目100番の一部	1 国営水木三川公園 桑原町小鼓(堤外) 桜塚サブセンター	㉑ 大浦東公園 正木町大浦字生田5603番9	㉒ 千代田西公園 福寿町千代田三丁目87番	㉓ 馬場元町公園 足近町七丁目326番	㉔ 大西第二公園 竹鼻町字大西町1015番2の一部	㉕ 平方第三公園 福寿町平方十四丁目9番	1 平方第一公園 福寿町平方十丁目39	2 コスモパーク羽島 竹鼻町丸の内六丁目1	3 コッペ亭公園 江吉良町江西二丁目35番の一部
---------------------------	----------------------	--------------------	-----------------------	------------------------	-------------------------	------------------------	------------------------	-----------------------	----------------------	-------------------------	------------------------	------------------------	-----------------------	-----------------------	-----------------------	---------------------	----------------------	----------------------	-------------------	-----------------------	-------------------------	-----------------------	-------------------------	---------------------	---------------------	------------------------	----------------------	------------------------	-------------------------	------------------------	--------------------	----------------------------	-----------------------	--------------------------	------------------------------	------------------------	------------------------	-----------------------	-------------------------	------------------------	--------------------------	----------------------	---------------------	---------------------	----------------------	----------------------	---------------------	------------------------	---------------------------	----------------------------------	---------------------------	--------------------------	------------------------	------------------------------	-------------------------	------------------------	--------------------------	-----------------------------



羽島市役所のご案内

●子育てハンドブックの主な掲載課

場所	課名	担当内容	電話番号	
羽島市役所	羽島市竹鼻町55番地 午前8時45分～午後4時45分（開庁時間）		☎058-392-1111 （代表番号）	
	1階	子育て相談センター 羽っぴい	妊娠・出産・こどもと子育てに関する総合相談	☎058-392-9979 （専用ダイヤル）
		子育て・健幸課	子育て支援事業 保育園・認定こども園 放課後児童教室 児童手当・児童扶養手当	内線 2522、2523、2525
		子育て・健幸課 （健幸担当）	母子健康手帳交付 健診・相談 予防接種	内線 5302～5304
		子育て・健幸課 （子ども家庭センター）	家庭児童相談 母子・父子自立相談	内線 2524
		福祉課	障がい児の福祉 民生委員・児童委員 特別児童扶養手当	内線 2512、2513、2514
		市民課	出生届 個人番号カード 転入手続き	内線 2292、2293、2294
		保険年金課	国民健康保険、国民年金 福祉医療、養育医療	内線 2262、2263、 2265、2267
2階	市民総合相談室	各種相談	内線 2532	
教育委員会	3階 学校教育課	就学援助 特別支援教育 市立幼稚園	内線 6312、6313、6315	



発行 令和7年10月

発行者 羽島市

〒501-6292 岐阜県羽島市竹鼻町55番地

TEL (058) 392-1111

編集 健幸福祉部 子育て・健幸課